

# 広島市地球温暖化対策地域推進計画

平成 15 年 (2003 年) 5 月

広島市

## 目 次

<b>第 1 章 地球温暖化問題の概要</b>	
1 地球温暖化とは	. 1
2 温室効果ガスの概要	. 2
3 地球温暖化の現状	. 3
4 地球温暖化による今後の影響	. 5
5 国際的な取組	. 7
6 我が国の取組	. 9
7 広島市の取組	. 13
<b>第 2 章 計画策定の基本的な考え方</b>	
1 「広島市地球温暖化対策地域推進計画」の基本的な考え方	. 14
2 計画の位置付け	. 14
3 対象とする温室効果ガス	. 14
4 温室効果ガスの削減目標と目標年度	. 14
5 森林吸収量の考え方	. 14
<b>第 3 章 市域内から排出される温室効果ガスの現状と将来予測</b>	
1 温室効果ガス排出量の現状	. 15
2 温室効果ガス排出量の将来予測	. 18
<b>第 4 章 温室効果ガス排出量の削減目標</b>	
1 温室効果ガスの削減見込み	. 26
2 削減見込み量の算定結果	. 30
3 温室効果ガス削減目標の設定	. 31
<b>第 5 章 削減目標達成に向けた本市の取組</b>	
1 家庭生活での取組を促すための施策	. 33
2 事業活動での取組を促すための施策	. 35
3 自動車使用時や移動時の取組を促すための施策	. 36
4 市の事務・事業における温室効果ガスの削減に向けた施策	. 37
5 その他の施策	. 38
6 長期的な課題	. 40
<b>第 6 章 削減目標達成に向けた市民・事業者の取組</b>	
1 市民のみなさんに求められる取組	. 41
2 事業者のみなさんに求められる取組	. 46
<b>第 7 章 計画の推進に向けて</b>	
1 計画の推進体制の整備	. 48
2 計画の推進に向けた情報収集及び提供	. 48
3 計画の進行管理	. 48
4 国や他の自治体との連携	. 49
<b>資料編</b>	
用語の解説	. 53
二酸化炭素の算定方法と将来推計方法	. 57
本市における地域特性	. 59
地球温暖化に関する市民・事業者アンケート結果	. 69
広島市環境審議会名簿	. 86
広島市環境審議会での審議内容	. 87
市民意見の募集	. 87

# 計画の全体構成

## 第1章 地球温暖化問題の概要

- 1 地球温暖化とは
- 2 温室効果ガスの概要
- 3 地球温暖化の現状
- 4 地球温暖化による今後の影響
- 5 国際的な取組
- 6 我が国の取組
- 7 広島市の取組

## 第2章 計画策定の基本的な考え方

- 1 「広島市地球温暖化対策地域推進計画」の基本的な考え方
- 2 計画の位置付け
- 3 対象とする温室効果ガス
- 4 温室効果ガスの削減目標と目標年度
- 5 森林吸収量の考え方

## 第3章 市域内から排出される温室効果ガスの現状と将来予測

- 1 温室効果ガス排出量の現状
- 2 温室効果ガス排出量の将来予測

## 第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

- 1 削減可能量の推計
- 2 推計結果
- 3 温室効果ガス削減目標の設定

### 【本市の温室効果ガス削減目標】

2010年度(平成22年度)において、市域内から排出される温室効果ガスを、基準年度の排出量から6%削減する。

## 第5章 削減目標達成に向けた本市の取組

- 1 家庭生活での取組を促すための施策
- 2 事業活動での取組を促すための施策
- 3 自動車使用時や移動時の取組を促すための施策
- 4 市の事務事業における温室効果ガス削減に向けた施策
- 5 その他の施策
- 6 長期的な課題

## 第6章 削減目標達成に向けた市民・事業者の取組

- 1 市民の皆さんに求められる取組
    - ・リビングの中で
    - ・キッチンの中で
    - ・浴室、洗面所の中で
    - ・自動車を使うとき
    - ・物を買うとき 等
  - 2 事業者の皆さんに求められる取組
    - ・事務室の中で
    - ・建物の中で
    - ・自動車を使うとき
    - ・物を買うとき 等
- 各場面での取組の効果を数値化(年間の節約額・CO<sub>2</sub>削減量)

## 第7章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制の整備
- 2 計画の推進に向けた情報収集及び提供
- 3 計画の進行管理
- 4 国や他の自治体との連携

## 第1章 地球温暖化問題の概要

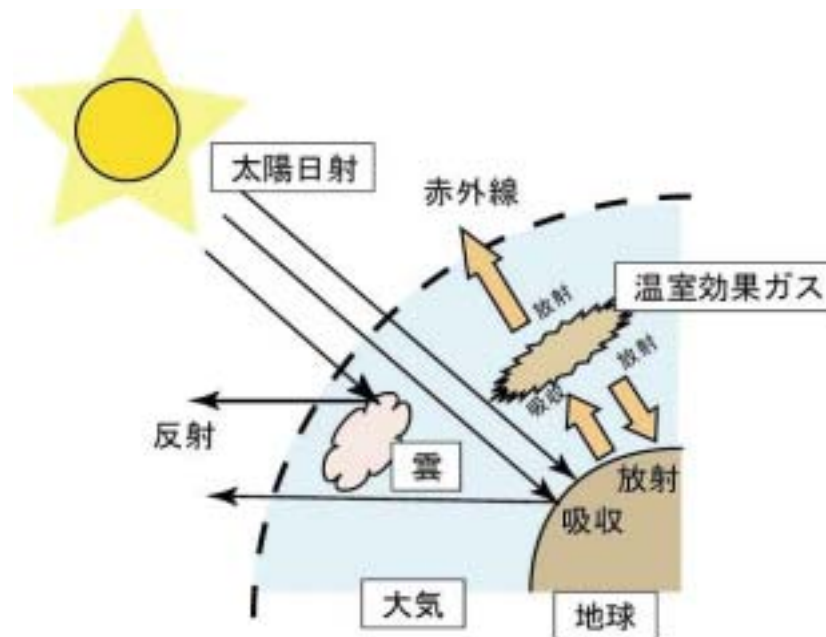
### 1 地球温暖化とは

地球の気温は、太陽光の日射エネルギーと地球から宇宙に放出される熱(主として赤外線)のバランスで、平均気温 15℃ とほぼ一定に保たれています。このバランスを保っているのは、宇宙に放出される熱を逃がしにくい性質をもった二酸化炭素などの「温室効果ガス」の存在です。しかし、このガスが増えすぎると、宇宙へ放出される熱が地表面に戻されて地球の気温が上昇することになります。

特に、わたしたち人間が、経済発展や過度の利便性を追求して石炭や石油などを大量消費し、そうした化石燃料の燃焼により発生する二酸化炭素などの温室効果ガスを排出し続けてきた結果、地球の温度調節機能が追いつかなくなり、地球の気温はかつて経験したことのないスピードで急激に上昇を続けています。

これが「地球温暖化」といわれる現象です。

図表1 温室効果のしくみ



## 2 温室効果ガスの概要

1997年(平成9年)に開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約」第3回締約国会議で採択された「京都議定書」では、「二酸化炭素」、「メタン」、「一酸化二窒素」、「ハイドロフルオロカーボン」、「パーフルオロカーボン」、「六フッ化硫黄」の6種類の物質が温室効果ガスとして定められています。

温室効果ガスの概要を図表2にまとめています。

図表2 温室効果ガスの概要

温室効果ガス	主な排出源・用途	主な削減対策	地球温暖化係数 <sup>(注)</sup>
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表的な温室効果ガス</li> <li>石油・石炭の燃焼や、セメント製造時における石灰石の分解などにより発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気製品や自動車などのエネルギー効率の向上</li> <li>再生可能エネルギーの活用</li> <li>ライフスタイルの見直し</li> </ul>	1
メタン (CH <sub>4</sub> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜の腸内発酵により発生</li> <li>廃棄物の埋立により発生</li> <li>水田、湿地、海洋から発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼料の改良</li> <li>糞尿の処理方法の改善</li> <li>ごみの分別の徹底</li> </ul>	21
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	<ul style="list-style-type: none"> <li>石油・石炭の燃焼により発生</li> <li>窒素肥料の製造により発生</li> <li>アジピン酸や硝酸の製造により発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高温燃焼</li> <li>触媒の改良</li> </ul>	310
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>エアコン、冷蔵庫等の冷媒、スプレー製品の噴射剤として使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器廃棄時の回収、破壊処理</li> </ul>	140～11,700
パーフルオロカーボン (PFC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>半導体エッチングの洗浄用のガスとして使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用後の回収、破壊処理</li> </ul>	6,500～9,200
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>変圧器などの電気絶縁用のガスとして使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器点検時の漏出防止</li> <li>廃棄時の回収、破壊処理</li> </ul>	23,900

(注) 温室効果ガスは種類によって温室効果の強さが異なります。赤外線吸収能力が高いほど、また、大気中に残っている期間が長いほど、そのガスの温室効果が強くなります。二酸化炭素の温室効果を1としたときの温室効果の強さを表したものが「地球温暖化係数」です。

### 3 地球温暖化の現状

#### (1) 大気中の温室効果ガス濃度の推移

地球温暖化に関する科学的な調査を行っている国際的な組織である「IPCC<sup>(注)</sup>(気候変動に関する政府間パネル)」が2001年(平成13年)3月にまとめた「第3次評価報告書」では、大気中の温室効果ガスのこれまでの推移について、

ア 大気中の二酸化炭素濃度は、1750年以降31%増加した。過去2万年で例のない高い値である。

イ メタン濃度は、1750年以降151%増加し、さらに増加を続けている。過去42万年前で現在の濃度を上回ったことはない。

ウ 一酸化二窒素濃度は、1750年以降17%増加し、さらに増加を続けている。過去1千年で現在の濃度を上回ったことはない。

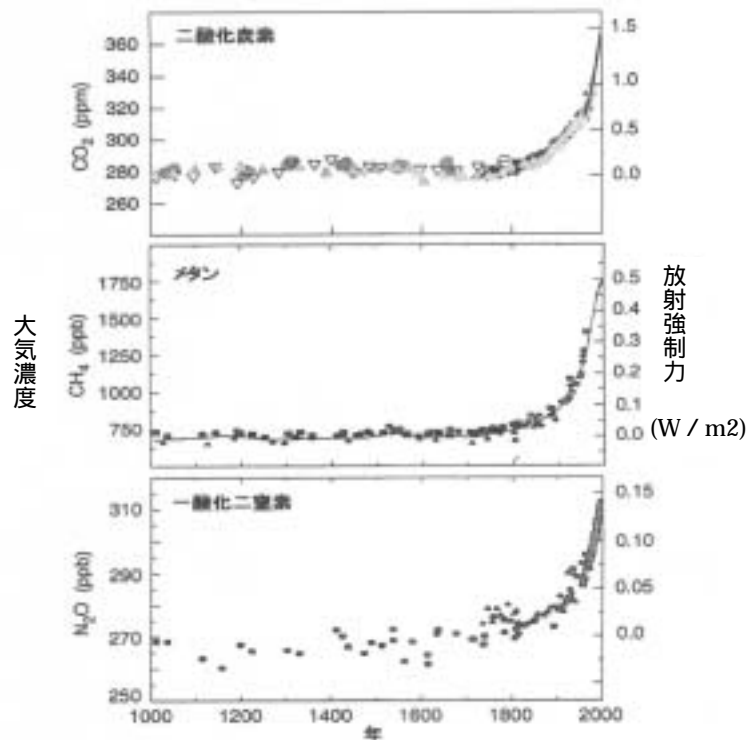
などと報告しています。

いずれも、20世紀半ば以降の上昇が著しく、エネルギー消費量の増加と密接な関係があることが認められています。現在の私たちの社会は、大量生産・大量消費・大量廃棄のシステムとなっていますが、この社会システムが地球温暖化を進行させる大きな原因となっています。

(注) IPCC：気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)

国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)が1988年に設置した。世界各国の科学者などが地球温暖化に関する最新の自然科学的・社会科学的な知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与えることを目的とした会合。1990年に第1次評価報告書、1995年に第2次評価報告書、2001年に第3次評価報告書をまとめた。

図表3 大気中の温室効果ガス濃度の推移



注) 放射強制力：宇宙に逃げる熱を制限する力(1平方メートルあたりのワット数で表す)。温室効果への影響の尺度であり、数字が大きいほど地表面を暖める作用が強い。

(資料) IPCC「第3次評価報告書」

## (2) 地球の平均気温の推移

IPCC の「第 3 次評価報告書」によると、

ア 地球の平均気温( 地表付近の気温と海面水温の平均 )は 1861 年以降上昇している。

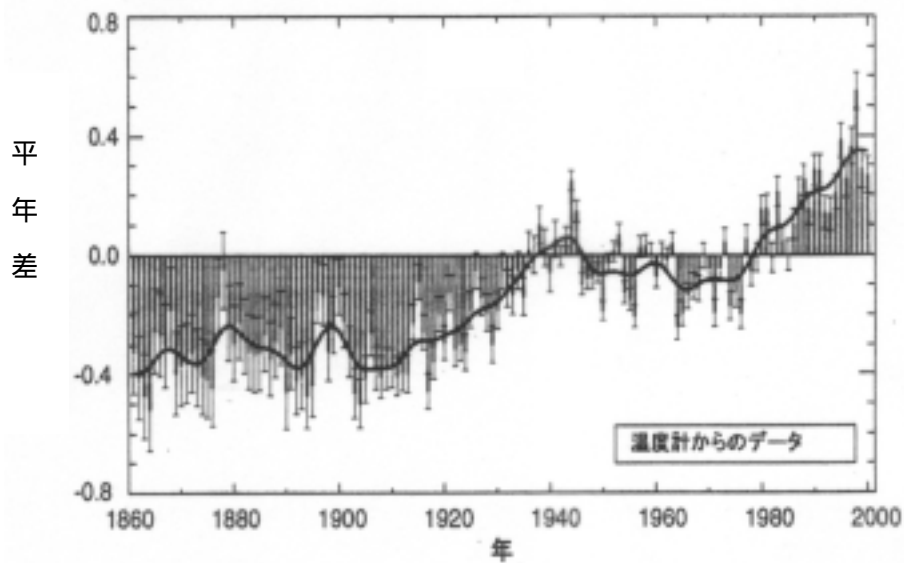
イ 20 世紀中の気温上昇は 0.4 ~ 0.8 であった。

ウ 1861 年以降の観測記録の中では、1990 年代が最も暖かい 10 年間で、1998 年は最も暖かい年であった可能性がかなり高い。

エ 北半球だけでみても、20 世紀中の気温上昇は過去 1000 年間のどの世紀よりも大きかった可能性が高い。

と報告しています。

図表 4 過去 140 年間の地球の平均気温の推移



棒グラフ・・・各年の平均気温の平年値との差(平年値は1961～1990年の年平均気温)  
折れ線グラフ・・・その10年移動平均値  
(資料) IPCC「第3次評価報告書」

## 4 地球温暖化による今後の影響

### (1) 地球規模での影響

IPCCの「第3次評価報告書」によると、地球の平均気温は1990年から2100年までの間に1.4～5.8 上昇し、それに伴う自然環境や社会への影響として、次のようなことが予測されています。

#### ア 海面水位の上昇

気温の上昇は、海水の膨張、極地や高山の氷の融解を引き起こし海面が上昇する。その結果、海岸線の移動による多大な影響が引き起こされる。海面水位は、1990年から2100年までの間に9～88cm 上昇する。

#### イ 生態系への影響

すでに野生生物の種や個体群の多くが危機にひんしており、気候変化によって21世紀中には、現在「深刻な絶滅の危機にさらされている」と分類されている一部の種は絶滅し、「絶滅の危機にさらされている、またはぜい弱である」と分類されているものの大多数は希少種となって、絶滅に近づく。

#### ウ 食糧生産の減少

中緯度では、わずかな気温上昇は、農作物生産にとって好影響となるものの、それ以上の温暖化が進行すると悪影響となる。

熱帯地方では、一部の農作物生産にとって気温が許容範囲の上限近くにあることから、わずかな気温上昇でさえも生産量は減少する。

#### エ 健康への影響

生物、食糧、水によって媒介する伝染病の多くは気候の変化に敏感で、マラリアやデング熱は、気候変化により伝染可能性の範囲が拡大する。

また、熱波の増加による死亡や疾病の増加が起こる。さらに、洪水の増加により、溺死、下痢、呼吸器疾患、特に開発途上国では飢餓や栄養失調の危険性が增大する。

#### オ 経済格差の拡大

開発途上国は、気候変動に影響されやすい一次産業(農業、林業、水産業)から収入の多くを得ており、地球温暖化により、先進国と開発途上国の間の経済的な格差が広がる。



## (2) 日本への影響

環境省は、2001年(平成13年)4月に、わが国における地球温暖化の影響について、「地球温暖化の日本への影響2001」としてまとめ、図表5のように予測しています。

図表5 地球温暖化の日本への主な影響

区 分	影 響
生 態 系	<ul style="list-style-type: none"><li>・干潟の消失による鳥類の生態への影響(65cmの海面上昇により、日本全国の砂浜海岸の8割以上が消滅する)。</li><li>・少雪で野生生物の生存率が高くなることによる作物被害の増大</li><li>・亜熱帯植生の出現(九州南部)</li></ul>
農 林 業	<ul style="list-style-type: none"><li>・高緯度地域では生産量増加、低緯度地域では高温による生育障害</li><li>・昆虫(害虫)分布の拡大</li></ul>
水 環 境	<ul style="list-style-type: none"><li>・河川や湖沼の水温上昇による水質悪化</li><li>・海水面積の減少</li><li>・地下水位の上昇による基礎地盤の支持力の低下</li></ul>
産 業 エネルギー	<ul style="list-style-type: none"><li>・夏季の電力需要の増加(夏の気温が1℃上昇すると、一般家庭160万世帯分の電力需要が増加する)。</li><li>・積乱雲(雷雲)発生頻度の増加による雷の増加</li></ul>
健 康	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者の熱中症や肺炎の増加</li><li>・マラリアやデング熱など、媒介動物の北上による感染症の増加</li></ul>

(資料)環境省「地球温暖化の日本への影響2001」

## 5 国際的な取組

### 温室効果ガスの排出量削減に向けた国際的な取組

二酸化炭素などの温室効果ガスと地球温暖化に関する国際的な話し合いは、1985年(昭和60年)にオーストリアのフィラハで開催された「二酸化炭素及びその他の温室効果気体の気候変動及びそれに起因する諸影響における役割に関する国際会議」がその発端となります。

その後、気候変動の観測事実と予測、温暖化の影響とその対策、社会経済的な側面などについて国際的に検討する場として、1988年(昭和63年)11月に我が国をはじめアメリカ、中国など20ヶ国の専門家の参加により、「IPCC(気候変動に関する政府間パネル)」が設置されました。

IPCCによる報告に基づき、温室効果ガスの排出抑制が世界的なレベルで必要なことが合意され、1992年(平成4年)5月、地球温暖化などがもたらす気候変動を防止するための取組を定めた「気候変動に関する国際連合枠組条約」(以下「気候変動枠組条約」という。)が採択され、1994年(平成6年)3月に発効しました。

この条約の第3回締約国会議(COP3、1997年(平成9年))において「京都議定書」が採択され、温室効果ガスを削減していくための先進国の削減目標、目標期間などが定められました。その後も締約国会議が重ねられ、2001年(平成13年)11月、モロッコのマラケシュで開催された第7回締約国会議(COP7)において京都議定書の運用細則が合意に達し、発効に向けた取組が各国で進められています。

### 京都議定書の概要

京都議定書では、先進国の温室効果ガス排出量に対して、法的拘束力のある数値目標を各国ごとに設定しています。日本の削減目標は、1990年(平成2年)の排出量から6%削減するという目標となっています。

さらに、国際的に協調して、目標を達成するための仕組み「京都メカニズム」(排出量取引、クリーン開発メカニズム、共同実施など)を導入しました。一方で、途上国に対しては、排出量削減に関する数値目標などの義務は定めていません。対象ガスや数値目標などの設定は以下のとおりです。

- ・対象ガス：二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)
- ・吸収源：森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量を算入(排出量から差し引く)
- ・基準年：1990年(HFC、PFC、SF<sub>6</sub>は、1995年としてもよい)
- ・目標期間：2008年から2012年までの5年間  
(5年間の合計排出量を1990年の排出量の5倍量と比較する)
- ・目標：各国ごとの削減目標は、基準年と比べ、日本6%、米国7%、EU8%など。先進国全体で少なくとも5%の削減を目指す。
- ・発効条件：55か国以上の国が批准  
批准した先進国の1990年の二酸化炭素排出量の合計が、全先進国の排出量合計の55%以上  
この2つの条件を満たした後、90日後に発効。

図表 6 国内外の温暖化対策の経緯

国内	西暦	国際条約等
	1988	IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の設置 UNEP（国連環境計画）とWMO（世界気象機関）により設置。
<b>地球温暖化防止行動計画</b> 地球環境保全に関する関係閣僚会議で定められた最初の政府の地球温暖化対策。	1990	
	1992	<b>気候変動枠組条約</b> リオデジャネイロで開催された地球サミットで各国の署名が始まり、ECを含む154ヶ国が署名、1994年3月21日に発効。
	1997	<b>気候変動枠組条約 第3回締約国会議（COP3）</b> 12月に京都で開催。先進国の温室効果ガス削減目標・目標期間等に合意（京都議定書）。
<b>地球温暖化対策推進大綱</b> 各省庁の温暖化対策をとりまとめたもので、地球温暖化対策推進本部が6月19日に決定。 <b>地球温暖化対策の推進に関する法律</b> 京都議定書の採択を踏まえ、日本の地球温暖化対策に関する基本方針を定めた法律。10月9日に成立、1999年4月8日施行。	1998	<b>気候変動枠組条約 第4回締約国会議（COP4）</b> 京都メカニズムや遵守制度など京都議定書に関する主要な論点について、第6回締約国会議（COP6）での詳細なルールの合意に努める（ブエノスアイレス行動計画）。
<b>地球温暖化対策に関する基本方針</b> 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき定められた政府の温暖化対策に関する基本方針。4月9日に閣議決定。	1999	
<b>京都議定書の締結に向けての今後の取組について</b> COP7でのマラケシュ合意を受け、京都議定書批准に向けた準備を本格的に開始することを地球温暖化対策推進本部で決定。11月発表。	2001	<b>米国が京都議定書不支持表明（3月）</b> <b>気候変動枠組条約 第6回締約国会議（COP6）再開会合</b> 京都メカニズムや遵守制度などの詳細なルールの骨格要素に合意（ボン合意）。 <b>気候変動枠組条約 第7回締約国会議（COP7）</b> 京都メカニズムや遵守制度などに関する運用細則に合意（マラケシュ合意）。
<b>京都議定書の締結に向けた今後の方針</b> 新たな大綱を策定し、京都議定書批准の承認と、これに必要な国内担保法を成立させること等を地球温暖化対策推進本部で決定。2月発表。 <b>地球温暖化対策推進大綱</b> 1998年に決定した大綱を、京都議定書批准のために見直し、まとめなおしたものの。3月に地球温暖化対策推進本部で決定。 <b>京都議定書の批准</b> 国会での承認（5月）を経て、6月4日京都議定書の批准を閣議決定。同日、国際連合に批准書を寄託。 <b>京都議定書の批准に必要な国内担保法の成立</b> 京都議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、京都議定書目標達成計画の策定、計画実施の推進に必要な体制の整備、温室効果ガスの排出抑制等のための施策などを内容とする「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」を制定（6月7日に公布）。	2002	

## 6 我が国の取組

我が国では、1990年(平成2年)、地球温暖化を防止するための国内で最初の計画として「地球温暖化防止行動計画」が定められ、市民・事業者・行政を挙げた最大限の努力により実施可能な対策から着実に推進し、一人当たりの二酸化炭素排出量を、2000年以降おおむね1990年レベルでの安定化を図ることを目標として掲げました。

1997年(平成9年)の京都議定書採択を受け、1998年(平成10年)6月、政府は地球温暖化対策推進本部において「地球温暖化対策推進大綱」を決定し、2010年(平成22年)に向けて温室効果ガスの排出を削減するための緊急的な施策をとりまとめました。

また、同年10月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定し、国、地方公共団体、事業者、国民のそれぞれの責務を明確にするとともに、この法律に基づき「地球温暖化対策に関する基本方針」を定めました。

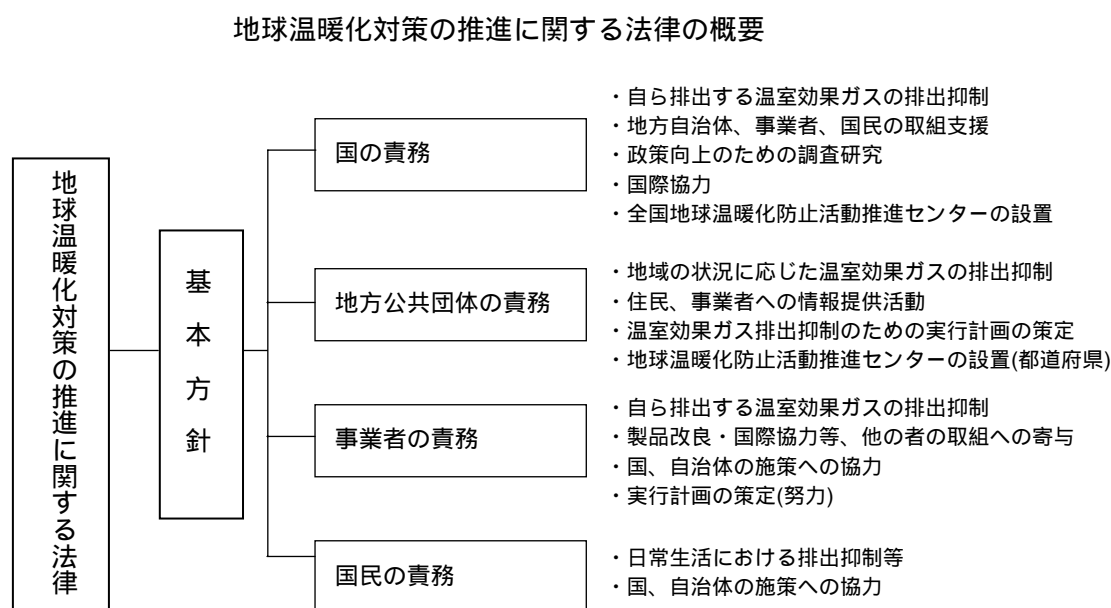
その後、2001年(平成13年)10月に開催された気候変動枠組条約第7回締約国会議(COP7)で、京都議定書の運用細則が合意に達したことから、地球温暖化対策推進本部は、2002年(平成14年)3月に「地球温暖化対策推進大綱」の見直しを行い、さらに5月には、京都議定書の批准が国会で承認され、閣議決定ののち批准書を国連に寄託しました。

議定書の批准を受け、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布されるなど、京都議定書の目標達成に向けた国内制度の整備・構築が本格化しています。

### (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律

京都議定書の採択を踏まえ、日本の地球温暖化対策に関する基本方針を定めた法律として「地球温暖化対策の推進に関する法律」が1998年(平成10年)10月9日に成立し、翌年4月8日に施行されました。

法律の概要は下図のとおりです。



## (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正

京都議定書の的確かつ円滑な実施を確保するための国内法として「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が、2002年(平成14年)5月31日に国会で可決成立し、同年6月7日に公布されました。その概要は次のとおりです。

### ア 政府による「京都議定書目標達成計画」の策定

京都議定書目標達成計画に掲げる事項

#### (ア) 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

(イ) 国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する基本的事項

(ウ) 温室効果ガスである物質の種類、排出の抑制及び吸収の量に関する目標

(エ) 前号の目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する事項

(オ) 温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出の抑制等に関し策定及び公表に努めるべき計画に関する基本的事項 など

この計画に定められた目標及び施策については、2004年(平成16年)と2007年(平成19年)に必要な応じ変更を加える。

### イ 「地球温暖化対策推進本部」の設置

内閣に、京都議定書目標達成計画の案の作成等を所掌事務とする「地球温暖化対策推進本部」を設置し、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官、環境大臣及び経済産業大臣を副本部長、他のすべての国務大臣を本部員とする。

### ウ 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策

地方公共団体は、京都議定書目標達成計画を勘案して施策を総合的・計画的に実施。

国民の取組を強化するための措置を拡充。

(ア) 地球温暖化防止活動推進員の活動に、住民の求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、調査に基づく指導・助言を行う「地球温暖化対策診断」を追加。

(イ) 地域における普及啓発活動の拠点である「都道府県地球温暖化防止活動推進センター」の指定対象として特定非営利活動法人(NPO 法人)を追加。

(ウ) 地域レベルでの温暖化対策の取組を推進するため、地方公共団体、事業者、住民等からなる「地球温暖化対策地域協議会」を設置。

(エ) 森林・林業基本計画等に基づく、森林整備等による吸収源 対策の推進

(オ) 京都メカニズム の活用のための国内制度のあり方の検討

### (3) 新「地球温暖化対策推進大綱」

地球温暖化対策推進本部は、2002年(平成14年)3月19日、京都議定書の目標達成に向けた国内対策を本格的に進めるため、1998年(平成10年)に決定された地球温暖化対策推進大綱を改正しました。新大綱の概要は次のとおりです。

#### (基本的考え方)

温暖化対策への取組が、経済活性化や雇用創出などにもつながるよう、技術革新や経済界の創意工夫を活かし、環境と経済の両立に資するような仕組みの整備・構築を図る。(「環境と経済の両立」)

節目節目(2004年、2007年)に対策の進捗状況について評価して見直し、段階的に必要な対策を講じていく。(「ステップ・バイ・ステップのアプローチ」)

京都議定書の目標を達成するためには、国、地方公共団体、事業者、国民すべての主体がそれぞれの役割に応じて総力を挙げて取り組むことが不可欠であるという観点から、引き続き事業者の自主的取組の推進を図るとともに、特に、民生・運輸部門の対策を強力に進める。(「各界各層が一体となった取組の推進」)

米国や開発途上国を含む全ての国が参加する共通のルールが構築されるよう、引き続き最大限の努力を傾けていく。(「地球温暖化対策の国際的連携の確保」)

#### (新大綱のポイント)

我が国における京都議定書の目標(1990年比で6%削減)を履行するための具体的裏付けのある対策の全体像を明らかにするため、100種類を超える個々の対策・施策のパッケージをとりまとめた。

6%の削減目標については、当面、下表に掲げる から の目標により達成していく。なお、京都メカニズムが国内対策に対して補足的であるとする原則を踏まえ、国際的動向を考慮しつつ、京都メカニズム の活用について検討する。

地球温暖化対策推進本部は、2004年、2007年に本大綱の内容を評価して見直す。

改正地球温暖化対策推進法に規定する京都議定書目標達成計画の策定に当たっては、本大綱を基礎としつつ、さらに国民各界各層の意見を幅広く聴くものとする。

区 分	目 標(%)
エネルギー起源の二酸化炭素	± 0 . 0
非エネルギー起源の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素	- 0 . 5
革新的技術開発及び国民各界各層の更なる地球温暖化防止活動の推進	- 2 . 0
代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF <sub>6</sub> )	+ 2 . 0
吸収量 の確保(森林の整備等)	- 3 . 9
京都メカニズム の活用	1 . 6

図表7 削減目標6%の達成に向けた地球温暖化対策の工程表(地球温暖化対策推進大綱)

年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008~2012年
ステップ	第1ステップから講じる施策			第2ステップから講じる施策			第3ステップ (第1約束期間)
	自主行動計画の着実な実施とフォローアップ、エネルギー管理の徹底、機器の効率改善の強化、住宅・建築物の省エネ性能の向上、交通流対策、環境負荷の小さい交通体系の構築、新たな省エネルギー型技術の開発普及 新エネルギーの導入段階における支援、技術開発・実証段階における支援、環境整備・普及啓発等、電力分野の新市場拡大措置 LNG 火力発電への燃料転換費用の補助、産業用ボイラー等の燃料転換費用の補助、天然ガスパイプラインにかかる安全基準の整備、国内天然ガス開発事業への低利融資 原子力に関し、国民的な合意形成に向けた取組の実施、電源3法等に基づく施策の着実な推進、核燃料の国内における確立への取組			第1ステップまでの対策・施策の評価・見直しに基づく対策・施策の実施			第2ステップまでの対策・施策の評価・見直し
エネルギー起源二酸化炭素	木材の利用拡大、混合セメントの利用拡大、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、食品廃棄物・家畜排せつ物等への対策等			第1ステップの対策の評価・見直し			第2ステップの対策の評価・見直し
代替フロン等3ガス	産業界の計画的な取組の促進、代替物質の開発等、法律に基づく冷媒として機器に充てんされたHFCの回収等						
革新的な環境・エネルギー技術の強化	革新的な環境・エネルギー技術の早期確立に向けた研究開発の推進強化等						
更なる地球温暖化防止活動の推進	国民運動の展開、地域レベルでの取組推進のための基盤強化、各家庭等における取組の促進、支援等を通じた国民各界各層の更なる地球温暖化防止活動の推進						
温室効果ガス吸収源対策の推進	森林・林業対策の推進(健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全等の推進等)、都市緑化等の推進						
京都メカニズムの活用	CDM(クリーン開発メカニズム)事業、JI(共同実施)事業の実施 国別登録簿の整備、CDM・JI事業の実施に必要な制度の整備等						
温室効果ガス排出量・吸収量の算定のための国内制度	京都議定書第5条1に基づく温室効果ガス排出量・吸収量の算定のための国内制度を速やかに整備						
京都議定書に関する国際的な動向	ヨハネスブルグサミット (8/26~9/4) COP8 (10/23~11/1)	COP9(秋頃)	COP10(秋頃)	2005年までに約束の達成に当たり明らかな進捗の実現が必要 [京都議定書第3条2]	遅くとも2006年末までには、国の排出量・吸収量算定システム、国別登録簿の整備が必要 [マラカシ合意]		第1約束期間 (2008~2012年)

## 7 広島市の取組

### (1) 「広島市環境基本計画」の策定

本市では、今日の環境問題に対応するため、環境の保全及び創造に関する基本理念や、市・事業者・市民の責務、施策の基本となる事項などを定める「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」を1999年(平成11年)3月に制定し、同年4月1日から施行しています。

この条例に定める内容の具体化を図るため、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な計画として「広島市環境基本計画」を2001年(平成13年)10月に策定しました。

### (2) 「広島市役所環境保全実行計画」の策定・実行

市の事務・事業に関して、環境保全行動の具体的な数値・行動目標を掲げた「広島市役所環境保全率先行動計画」を1998年(平成10年)10月に策定し、全庁的な環境保全行動を推進してきました。

その後、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の施行により、「都道府県及び市町村は、自らの事務・事業に関し、温室効果ガス排出抑制のための計画を策定し、計画及びその実施状況を公表する」ことが義務付けられたことから、環境保全に向けた取組をより充実させるため、これまでの計画を改定・改称し、2001年(平成13年)10月に「広島市役所環境保全実行計画」を策定しました。

この計画では、温暖化に関する数値目標として、「平成17年度の温室効果ガスの排出量を基準年度(平成11年度)と比較して5%削減する」ことを掲げています。

これまでの二酸化炭素排出実績は図表8のとおりです。

図表8 市の事務・事業に伴う二酸化炭素排出量(単位:t-CO<sub>2</sub>)

項目	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
二酸化炭素 排出量	8,965	8,613 (-3.9%)	8,595 (-4.1%)	8,422 (-6.1%)	8,433 (-5.9%)

注) 本庁舎及び8区役所の二酸化炭素排出量。( )内は平成8年度に対する削減率。

### (3) 「環境保全対策特別委員会」の設置

平成13年6月、市議会では「環境保全対策特別委員会」を設置し、地球温暖化対策の状況について調査・研究を重ねてきました。

### (4) 廃棄物焼却工場におけるごみ発電

清掃工場で一般廃棄物を焼却する時に発生する余熱を発電や給湯に利用しています。

### (5) 下水汚泥消化ガス 発電

下水汚泥の消化ガスとして発生するメタンを燃料として発電を行っています。

### (6) 中小企業等への環境保全資金融資

公害防止施設等の設置をはじめ、低公害車 や新エネルギー 利用施設の導入、ISO14001 の認証取得など広く環境保全対策に取り組もうとする市内の中小企業を支援するため、環境保全資金融資制度を設けています。



## 第2章 計画策定の基本的な考え方

### 1 「広島市地球温暖化対策地域推進計画」の基本的な考え方

地球温暖化は 21 世紀における人類最大の課題であり、このまま放置すれば将来世代に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。このため、世界の国々や日本、全国の自治体、事業者、市民などが相互に連携・協力して地球温暖化対策に取り組む必要があります。

本市においても、市民、事業者、市が一体となって、温暖化防止に向けた行動や対策を最大限の努力で進めることとし、国の目標達成にも貢献していきたいと考えています。

この「広島市地球温暖化対策地域推進計画」では、市域内の温室効果ガスの排出状況を把握するとともに、具体的な温室効果ガス排出量削減目標を定めます。そして、その目標を達成するため、本市の対策や市民・事業者それぞれが自主的に取り組む日常的な実践行動とその効果を示します。

### 2 計画の位置付け

この計画は、「広島市環境基本計画」の、地球温暖化防止に関する具体的な行動プランとして位置付けます。

### 3 対象とする温室効果ガス

この計画で対象とする温室効果ガスは、京都議定書や地球温暖化対策の推進に関する法律で定められた対象ガスと同様、市域内から人為的に排出される「二酸化炭素」、「メタン」、「一酸化二窒素」、「ハイドロフルオロカーボン」、「パーフルオロカーボン」、「六フッ化硫黄」の 6 種類とします。

### 4 温室効果ガスの削減目標と目標年度

この計画では、市内の温室効果ガス総排出量に対して削減目標を設定します。目標年度は、京都議定書における目標期間が 2008 年(平成 20 年)から 2012 年(平成 24 年)までの期間であることを踏まえ、この中間年である 2010 年度(平成 22 年度)を目標年度とします。

### 5 森林吸収量の考え方

京都議定書では、森林による二酸化炭素の吸収量に関して、1990 年(平成 2 年)以降の新規の植林、再植林及び森林減少などの限定的な活動により増減した吸収量を算定の対象とすることが定められました。

2002 年(平成 14 年)3 月に決定された新たな地球温暖化対策推進大綱においても、「6%削減目標の達成に向けた地球温暖化対策」として、「森林・林業対策の推進」「都市緑化等の推進」が掲げられています。

しかし、森林吸収量の算定方法に関しては、まだ不確実性が残されており、同大綱においても「算定方法等について精査、検討が必要である」としているため、この計画においては、算定方法が確定したのち、森林吸収量を取り扱うこととします。

## 第 3 章 市域内から排出される温室効果ガスの現状と将来予測

### 1 温室効果ガス排出量の現状

#### (1) 温室効果ガスの総排出量

本市域内の人為的な活動を産業部門、民生部門（家庭部門・業務部門）、運輸部門、廃棄物部門等<sup>(注)</sup>に区分し、各種の統計資料により区分ごとの活動量（電気使用量、燃料種別使用量や廃棄物焼却量等）を求め、国の定める温室効果ガス排出量算定ガイドラインにしたがい、それらの活動量に二酸化炭素排出係数 を掛け合わせて排出量を算定しました。

その結果、1999 年度(平成 11 年度)の温室効果ガスの排出量は、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)換算で約 632 万トンとなり、これを京都議定書に定める基準年度(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素は 1990 年度、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>は 1995 年度)と比べると、約 0.7% の減少となっています。

市民一人当たりの年間排出量は約 5.63 トンで、全国平均の約 10.37 トンと比べ大幅に低くなっています。また、温室効果ガスの種類別では、二酸化炭素が全体の 98.5% とそのほとんどを占めており、本市では、温室効果ガス排出量のほとんどが、エネルギー消費に伴う二酸化炭素の排出となっています。

図表 9 本市における温室効果ガス排出量の現状

(単位：万トン-CO<sub>2</sub>)

区 分		基準年度 (1990年度)	1999年度
産業部門		180.5	151.3
民生部門		260.1	282.5
運輸部門		187.9	184.8
廃棄物部門		7.0	12.0
HFC等3ガス部門 (ハイドロフルオロカーボン、パーフルオ ロカーボン、六フッ化硫黄)		0.9	1.6
合 計		636.5	632.3
対基準年度比		100.0%	99.3%
1人あたり排出量 (t-CO <sub>2</sub> /人)	広島市	5.89	5.63
	全 国	9.94	10.37

HFC等3ガス部門のみ基準年度は1995年度としています。

#### (注) 各部門の活動範囲について

- [産業部門] …主に農林水産業、建設業、製造業の活動です。ただし、事務管理的な業務は「民生部門」、自動車の使用は「運輸部門」の活動としています。
- [民生部門] …家庭でのエネルギー使用などの「家庭部門」、サービス業など主に第3次産業や、産業部門における事務管理業務、行政サービスなどを含む「業務部門」、この2つを「民生部門」の活動としています。ただし、自動車の使用は「運輸部門」の活動としています。
- [運輸部門] …自動車、鉄道、船舶、航空機といった、すべての運輸活動です。
- [廃棄物部門] …廃棄物処理に関する活動。ただし、廃棄物の輸送は「運輸部門」の活動としています。
- [HFC等3ガス部門] …上記4部門は、燃料の燃焼により温室効果ガスが排出されるのに対し、特定の機器の使用や廃棄に伴う温室効果ガスの排出を、「HFC等3ガス部門」として整理しています。

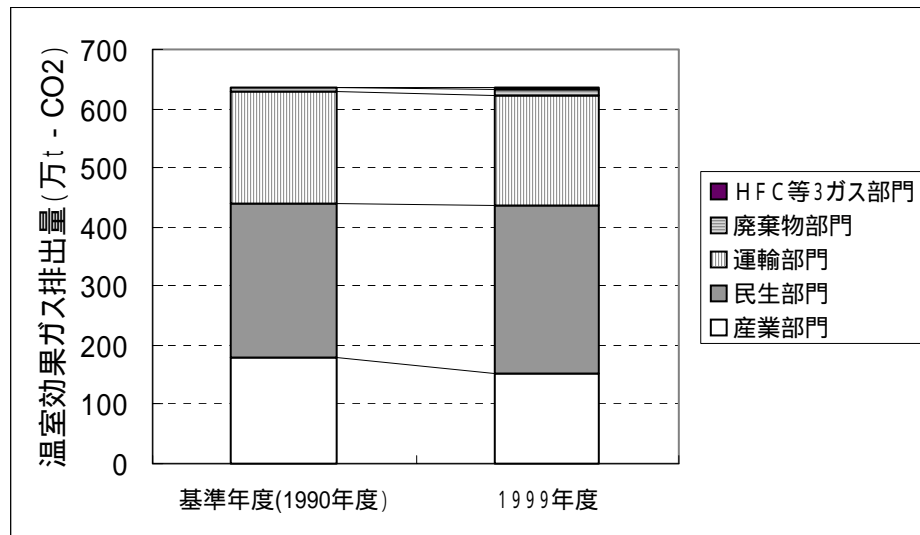
図表 10 本市における温室効果ガス種類別の排出量

(単位：万トン-CO<sub>2</sub>)

温室効果ガスの種類	基準年度 (1990年度)		1999年度	
	排出量	割合	排出量	割合
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	629.5	98.90%	622.7	98.48%
メタン (CH <sub>4</sub> )	0.6	0.10%	2.3	0.36%
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	5.5	0.86%	5.7	0.90%
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	0.4	0.06%	1.1	0.18%
パーフルオロカーボン (PFC)				
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	0.5	0.08%	0.5	0.08%
合 計	636.5	100%	632.3	100%

HFC, PFC, SF<sub>6</sub>のみ、基準年度は1995年度としています。

図表 11 本市における温室効果ガス排出量の推移



HFC 等 3 ガス部門のみ、基準年度は 1995 年度としています。

(参考)

**私たちの日常生活に伴い出される二酸化炭素の量について**

広島市民一人あたりの二酸化炭素排出量は、年間約 5.63 トンですが、二酸化炭素は目に見えないガスであるため、どれくらいの量なのかを実感しにくいという点があると思います。

そこで、大まかなめやすとして、二酸化炭素 1 トンに相当する量が、普段のこういった活動で出されるのかを、以下に示しました。

(例 1) 乗用車で 5,000 キロ走行したときに出される二酸化炭素の量  
= 約 1 トン

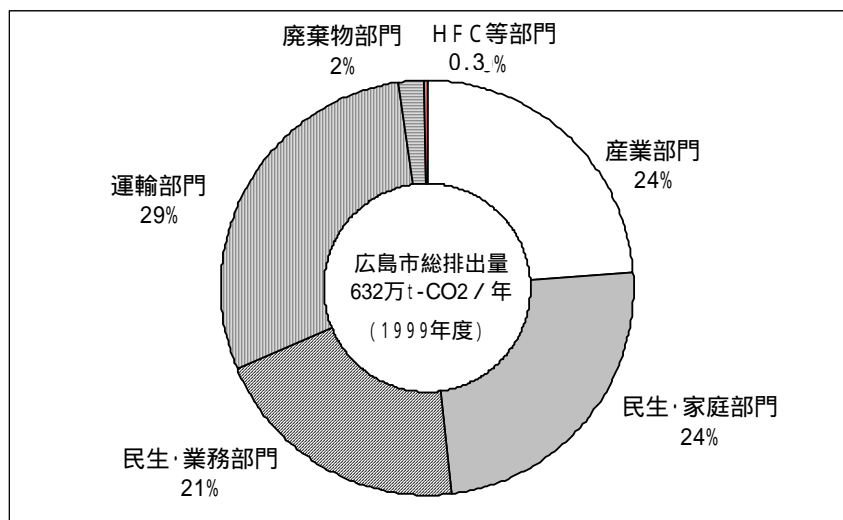
(例 2) 1 つの家庭で電気を 7 か月使ったときに出される二酸化炭素の量  
= 約 1 トン

## (2) 部門別の排出比率

市内から排出される温室効果ガスの部門別の構成比は、民生部門が最も大きく45%（家庭部門24%+業務部門21%）、次に運輸部門29%、産業部門24%となっています。（図表12）

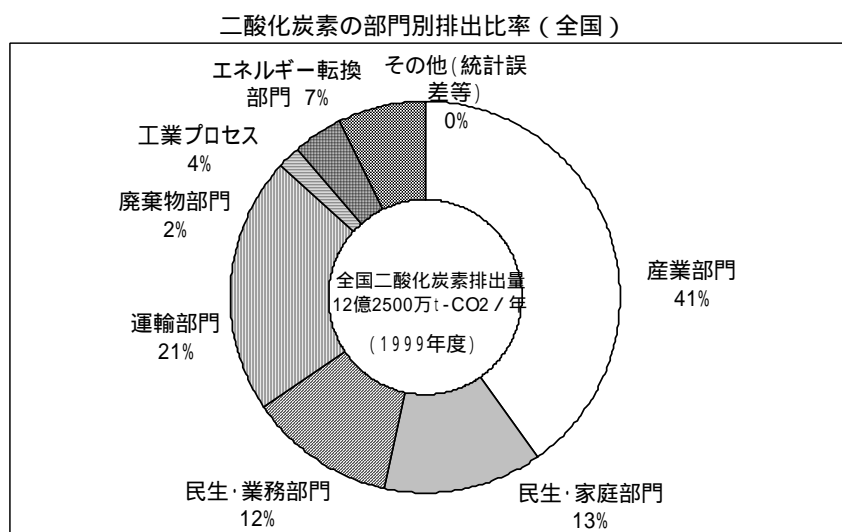
本市では、火力発電所（エネルギー転換部門）、製鉄所、石油コンビナート等のエネルギー消費量の多い産業の立地が少ないため、相対的に、民生、運輸部門の比率が高くなっています。

図表12 市域内から排出される温室効果ガスの部門別排出比率



### (参考)

我が国の、二酸化炭素排出量の部門別構成比は、下図に示すように産業部門の比率が41%と最も高くなっています。



## 2 温室効果ガス排出量の将来予測

### (1) 将来予測の方法

第4次広島市基本計画に掲げる世帯数の伸び率や、製造業で使用する燃料消費量の伸び率等を基に、2010年度(平成22年度)における温室効果ガス排出量を推計しました。

推計にあたっては、1999年度以降、新たな温暖化対策が講じられないと仮定し、また、二酸化炭素排出係数やエネルギー消費原単位が、今後も1999年度(平成11年度)レベルのままで推移すると仮定したときの排出量を推計しました。

図表13 第4次広島市基本計画に掲げる指標

区 分	1995年	2010年	年平均増加率	備考
人口	110.9	116.9	0.4%	万人
世帯	43.2	50.1	1.0%	万世帯
総生産	471	649	2.2%	百億円
1次産業	1	1	-1.8%	
2次産業	100	125	1.5%	
3次産業	393	558	2.4%	

図表14 二酸化炭素排出量の将来推計方法

部 門	将来推計に用いた基本指標	将来推計の方法
産業部門	農 林 業 農 業 生 産 額	各燃料消費量が、1999年実績のまま今後も推移すると想定。
	水 産 業 -	各燃料消費量が、1999年実績のまま今後も推移すると想定。
	建 設 業 着 工 床 面 積	建物着工床面積が、過去3年間(1997年～99年)の平均値のまま今後も推移すると想定。
	製 造 業 -	各燃料消費量が、1999年実績のまま今後も推移すると想定。
民生部門	家 庭 世 帯 数	世帯数が、第4次広島市基本計画における伸び率(年率1.0%増)で今後も推移すると想定。(2010年時点で50.1万世帯)
	業 務 業 務 床 面 積	業務床面積が、過去5年間(1995年～99年)における伸び率(年率0.24%増)のまま今後も推移すると想定。
運輸部門	自 動 車 自 動 車 保 有 台 数	自動車保有台数が、「環境省中央環境審議会地球環境部会目標達成シナリオ小委員会第3回会合参考資料」に示された増加率(対99年比17%増)で推移すると想定。
	鉄 道 輸 送 量	鉄道輸送量が、上記報告書に示された増加率(旅客:対98年比3%増、貨物:同13%増)で推移すると想定
	船 舶 輸 送 量	船舶輸送量が、上記報告書に示された増加率(旅客:対98年比8%増、貨物:同4%増)で推移すると想定
	航 空 機 輸 送 量	航空機輸送量が、上記報告書に示された増加率(旅客:対98年比34%増)で推移すると想定
廃 棄 物 部 門	一般廃棄物 廃棄物焼却量	一般廃棄物焼却量が、過去5年間(1995年～99年)の伸び率のまま今後も推移すると想定。
	産業廃棄物 廃 プ ラ ・ 廃 油 焼 却 量	「産業廃棄物実態調査報告書」における2002年から2005年までの産業廃棄物発生量の伸び率のままで今後も推移すると想定。
HFC等3ガス部門	HFC等3ガス排出量(全国値)	HFC等3ガスの排出量(全国値)が、「環境省中央環境審議会地球環境部会目標達成シナリオ小委員会第3回会合参考資料」における推計値のままで今後も推移すると想定し、それを本市の世帯数などで按分して推計した。

## (2) 市内の部門別排出量の将来推計

### ア 産業部門

産業部門からの排出量は、製造業における燃料消費量の減少、農業生産額の減少などにより、1990年度比で16.3%減となります。(図表15、図表16)

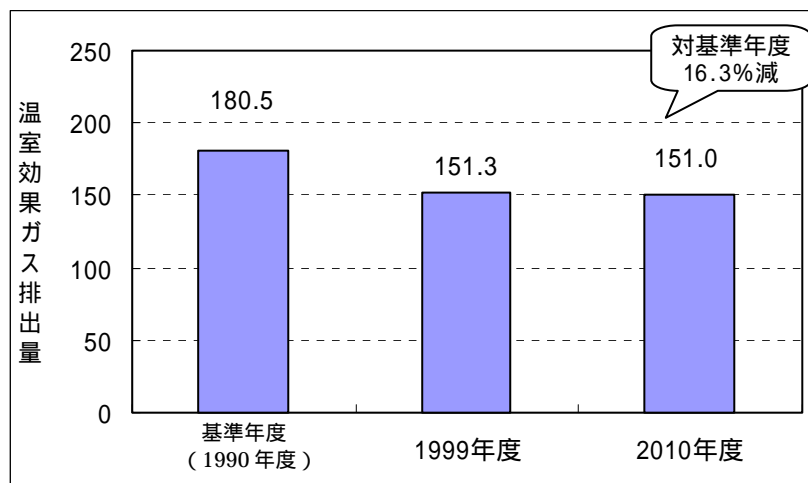
図表15 産業部門の排出量予測

(単位：万トン-CO<sub>2</sub>)

区 分	基準年度 (1990年度)	1999年度	2010年度	
産業部門	農林水産業	6.5	5.6	5.5
	建設業	13.0	10.3	10.2
	鉱業	0.5	0.0	0.0
	製造業	160.5	135.5	135.4
	合 計	180.5	151.3	151.0
	対基準年度比率	100%	83.8%	83.7%

図表16 産業部門の排出量予測

(単位：万トン-CO<sub>2</sub>)



## イ 民生部門

家庭部門からの温室効果ガス排出量は、今後の世帯数の増加に伴う電力使用量等の増加により、1990年度比で、22.0%増となります。(図表 17、図表 18)

業務部門からの温室効果ガス排出量は、今後の業務床面積の増加に伴う電力使用量等の増加により、1990年度比で 6.0%増となります。(図表 17、図表 19)

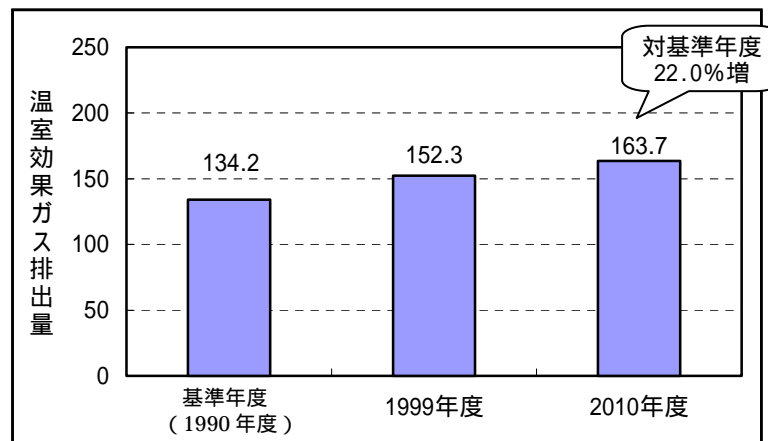
図表 17 民生部門の排出量予測

(単位：万トン-CO<sub>2</sub>)

区 分	基準年度 (1990年度)	1999年度	2010年度	
民生部門	家庭部門	134.2	152.3	163.7
	対基準年度比率	100%	113.5%	122.0%
	業務部門	125.9	130.2	133.4
	対基準年度比率	100%	103.4%	106.0%
	合 計	260.1	282.5	297.1
	対基準年度比率	100%	108.6%	114.2%

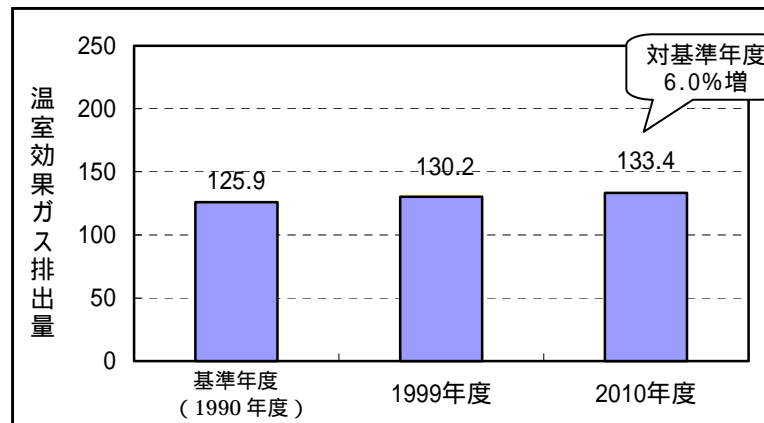
図表 18 家庭部門の排出量予測

(単位：万トン-CO<sub>2</sub>)



図表 19 業務部門の排出量予測

(単位：万トン-CO<sub>2</sub>)



## ウ 運輸部門

自動車からの温室効果ガスの排出量は、自動車保有台数の増加に伴う燃料消費量の増加により、1990年度比で14.9%増となります。

鉄道、船舶については、やや減少する見込みです。

航空機については、広島空港の移転に伴い、乗降客数が大幅に減ったことにより、温室効果ガスの排出量は、1990年度と比べ約10分の1以下となる見込みです。

運輸部門全体としては、排出量は1990年度比で2.7%増となります。(図表20、図表21)

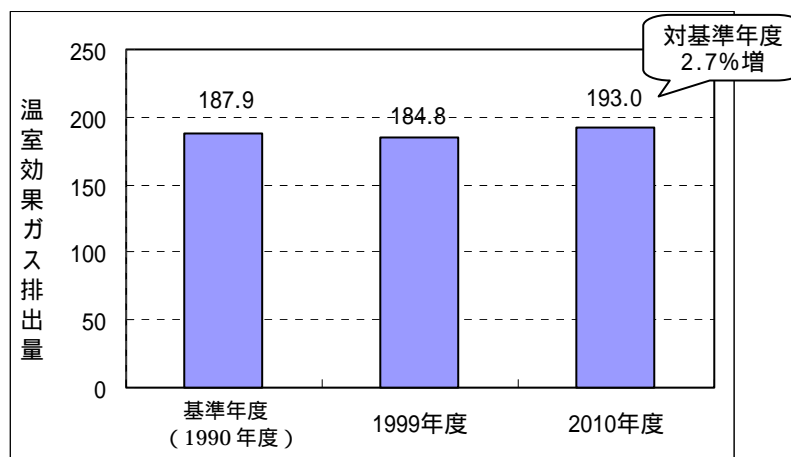
図表20 運輸部門の排出量予測

(単位：万トン-CO<sub>2</sub>)

区 分		基準年度 (1990年度)	1999年度	2010年度
運輸部門	自動車	152.0	166.7	174.7
	鉄道	4.2	4.4	3.9
	船舶	13.2	12.6	12.6
	航空機	18.4	1.2	1.8
	合 計	187.9	184.8	193.0
対基準年度比率		100%	98.4%	102.7%

図表21 運輸部門の排出量予測

(単位：万トン-CO<sub>2</sub>)





## エ 廃棄物部門

廃棄物の排出量の増加や、これまで焼却されていなかったプラスチック残さを、2004年(平成16年)から「新中工場」において焼却することにより、温室効果ガス排出量は、1990年度比で172.9%増となります。(図表22、図表23)

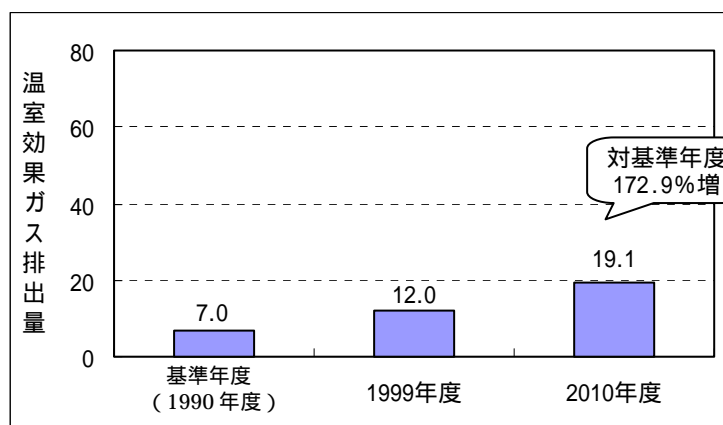
図表22 廃棄物部門の排出量予測

(単位：万トン-CO<sub>2</sub>)

区 分	基準年度 (1990年度)	1999年度	2010年度
廃棄物部門	7.0	12.0	19.1
対基準年度比率	100%	171.4%	272.9%

図表23 廃棄物部門の排出量予測

(単位：万トン-CO<sub>2</sub>)



## オ HFC、PFC、SF<sub>6</sub>等3ガスの排出量

市内ではHFC、PFC、SF<sub>6</sub>の製造は行われていないため、これら3ガスの排出は、冷蔵庫、エアコン、自動車の冷媒として使用されているものの漏えいがほとんどです。

そこで、次の5項目について、その全国値を、本市の世帯数、自動車保有台数等で按分し、市内排出量を推計しました。

- (ア) 家庭用冷蔵庫を使用する時のHFCの漏えい量
- (イ) 家庭用エアコンを使用する時のHFCの漏えい量
- (ウ) 業務用空調機器を使用する時のHFCの漏えい量
- (エ) 自動車用エアコンを使用する時のHFCの漏えい量
- (オ) SF<sub>6</sub>が封入された電気機器を使用する時のSF<sub>6</sub>の漏えい量

その結果、3ガス全体の排出量は、基準年度比で311.1%増となります。(図表24、図表25)

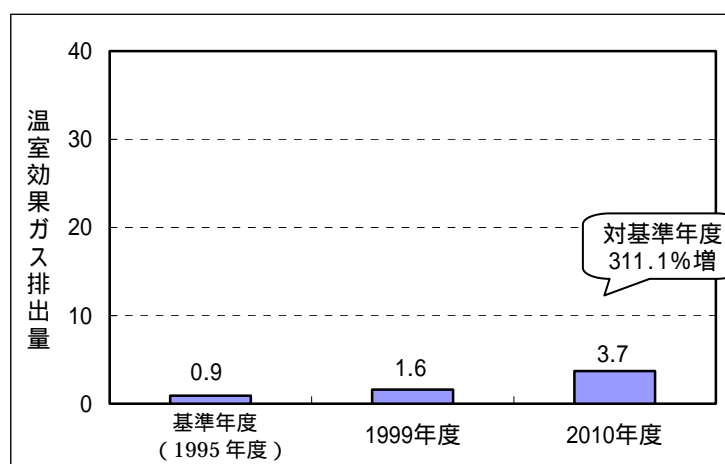
図表24 HFC、PFC、SF<sub>6</sub>の排出量予測

(単位：万トン-CO<sub>2</sub>)

区分	基準年度 (1995年度)	1999年度	2010年度
HFC等3ガス部門	0.9	1.6	3.7
対基準年度比率	100%	177.8%	411.1%

図表25 HFC、PFC、SF<sub>6</sub>の排出量予測

(単位：万トン-CO<sub>2</sub>)



### (3) 推計結果のまとめ

2010年度における温室効果ガスの排出量は、図表26に示すように1990年度比で4.3%増となります。

図表26 本市における温室効果ガスの排出量推計総括表

(単位：万トン-CO<sub>2</sub>)

区 分		基準年度 (1990年度) <sup>注1</sup>	1999年度	2010年度
産業部門	農林水産業	6.5	5.6	5.5
	建設業	13.0	10.3	10.2
	鉱業	0.5	0.0	0.0
	製造業	160.5	135.5	135.4
	合 計	180.5	151.3	151.0
民生部門	家庭部門	134.2	152.3	163.7
	業務部門	125.9	130.2	133.4
	合 計	260.1	282.5	297.1
運輸部門	自動車	152.0	166.7	174.7
	鉄道	4.2	4.4	3.9
	船舶	13.2	12.6	12.6
	航空機	18.4	1.2	1.8
	合 計	187.9	184.8	193.0
廃棄物部門		7.0	12.0	19.1
HFC等3ガス部門(ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄)		0.9	1.6	3.7
総計 <sup>注2</sup>		636.5	632.3	663.9
対基準年度比		100%	99.3%	104.3%

全国排出量 <sup>注3</sup>		122,900	131,400	132,000
広島市の対全国比		0.52%	0.48%	0.50%

1人あたり排出量 (t-CO <sub>2</sub> /人)		広島市	全 国
		5.89	9.94
		5.63	10.37
		5.68	10.45

注1 HFC等3ガス部門のみ、基準年度は1995年度としています。

注2 表中の個々の温室効果ガス排出量と、合計欄、総計欄の数値は、四捨五入の関係で一部一致しません。

注3 (資料)地球温暖化対策推進大綱(2002年3月)

この計画は、第2章「計画策定の基本的な考え方」(14ページ)に掲げたように、「広島市環境基本計画」の、地球温暖化防止に関する具体的な行動プランとして位置付けています。

このため、温室効果ガスの排出量の算定や将来予測にあたっては、「環境基本計画」との整合性の確保に努めながら推計しました。

ただし、温室効果ガス排出量について、「基本計画」では「C(炭素)」換算で表示していますが、現在、国においては「CO<sub>2</sub>(二酸化炭素)」換算による表示となっているため、この計画においても、国に準じて「CO<sub>2</sub>」換算による表示としています。

また、推計の指標となるデータが「環境基本計画」の策定時のものと比べて大きく変化していることから、直近のデータを用いてより現実に近い将来推計を行いました。

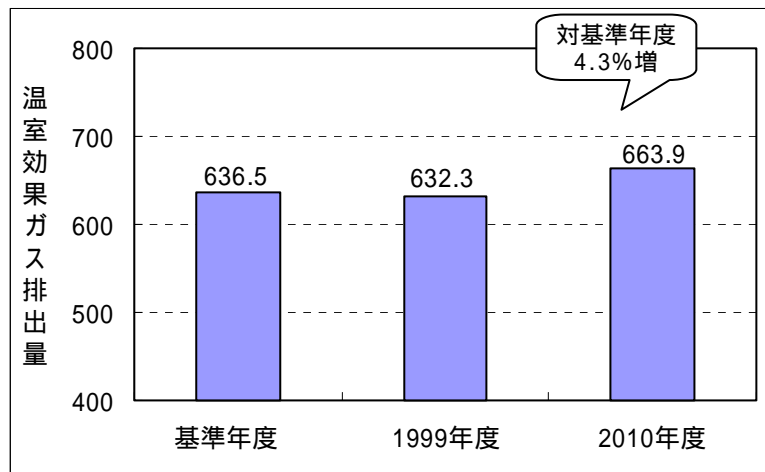
図表27 本市における温室効果ガスの種類別内訳

温室効果ガス	基準年度 (1990年度)注		1999年度		2010年度	
	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	629.5	98.90%	622.7	98.48%	651.0	98.06%
メタン (CH <sub>4</sub> )	0.6	0.10%	2.3	0.36%	3.2	0.48%
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	5.5	0.86%	5.7	0.90%	6.0	0.90%
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	0.4	0.06%	1.1	0.18%	2.7	0.41%
パーフルオロカーボン (PFC)						
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	0.5	0.08%	0.5	0.08%	1.0	0.15%
合計	636.5	100%	632.3	100%	663.9	100%

注 HFC、PFC、SF<sub>6</sub>のみ、基準年度は1995年度としています。

図表 28 本市における温室効果ガス排出量の将来推計結果

(単位：万トン-CO<sub>2</sub>)



基準年度は、CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O は 1990 年度、HFC 等 3 ガスは 1995 年度としています。

## 第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

### 1 温室効果ガスの削減見込み

第3章で示したように、本市域から排出される温室効果ガスは、2010年度(平成22年度)には、基準年度に比べて4.3%増加するという推計結果となりました。

国においては、京都議定書で2008年(平成20年)から2012年(平成24年)の5年間の排出量を基準年比で6%削減するという目標を掲げていることから、本市においても、市民・事業者・行政が総力を挙げて温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めていかななくてはなりません。

そこで、今後の取組により、どの程度温室効果ガス排出量の削減が可能かを以下の3つの削減要素についてそれぞれ見込みました。

#### **削減要素1：エネルギー効率の改善による削減**

「エネルギー使用の合理化に関する法律」の改正により義務付けられた自動車燃費改善の効果や、家電製品の省エネ効率改善の効果、建物の省エネ性能の向上による効果が今後着実に進んでいくと想定して削減量を見込みました。

#### **削減要素2：市民・事業者の取組向上による削減**

市民・事業者アンケートにより得られた結果をもとに、今後、市民・事業者が地球温暖化防止に向けた取組を継続的に実施した場合の削減量を見込みました。

#### **削減要素3：市の事務・事業での取組向上による削減**

広島市役所環境保全実行計画の推進、公共施設への太陽光発電の導入、廃棄物焼却工場におけるごみ発電の導入など、市の事務・事業での取組向上による温室効果ガスの削減量を見込みました。

なお、削減要素1、2については、それぞれ「家庭生活」、「事業活動」、「自動車使用時や移動時」に区分し、それぞれの場面での削減量がわかるように整理しました。

## 削減要素 1 : エネルギー効率の改善による削減

1999年(平成11年)4月に施行された「エネルギー使用の合理化に関する法律」(改正省エネルギー法)では、自動車や家電機器に対して、エネルギー効率の最も優れている製品の効率を基準として、他の製品の効率もこの基準以上に向上させることを義務づけた、「トップランナー方式」が規定されました。

この「トップランナー方式」により、2010年度(平成22年度)までに、自動車や家電機器の耐用年数に応じて省エネ機器等への更新が進み、エネルギー効率が改善されるものと想定して削減量を見込みました。

また、建物についても、今後個人住宅やオフィスビルの省エネ性能の向上が図られるものと想定して削減量を見込みました。

その結果、温室効果ガスの削減量は43.91万トンとなりました。

(単位：万トン-CO<sub>2</sub>)

区 分	対 策	CO <sub>2</sub> 削減量
家 庭 生 活	省エネ型エアコンの普及	15.78
	省エネ型冷蔵庫の普及	3.74
	省エネ型照明器具の普及	1.48
	省エネ型テレビの普及	0.70
	住宅の省エネ性能の向上	2.51
	(小 計)	<b>24.21</b>
事 業 活 動	省エネ型パソコンの普及	4.01
	省エネ型照明器具の普及	2.01
	省エネ型複写機の普及	0.76
	オフィスビルの省エネ性能の向上	5.09
	(小 計)	<b>11.87</b>
自動車使用時 や移動時	乗用車の燃費改善	6.37
	貨物車の燃費改善	1.46
	(小 計)	<b>7.83</b>
<b>合 計</b>		<b>43.91</b>

(注) 家電機器については、各機器の普及台数、平均使用年数、機器更新によるエネルギー削減率等を考慮し削減量を見込みました。

各機器の耐用年数は、「1世帯あたりの年間購入数量」(家計調査年報：総務省)をもとに算出し、エアコン12年、冷蔵庫9年、家庭用照明器具12年、テレビ9年、業務用照明器具20年、複写機5年、パソコン5年としました。

建物の省エネ性能については、住宅については、新築・改築される戸建住宅の5割に、省エネ率30%の住宅が建てられるものと想定しました。

オフィスビルについては、耐用年数を法定の年数(50年)とし、新築・改築される建物の8割に、省エネ率20%の建物が建てられると想定しました。

## 削減要素 2 : 市民・事業者の取組向上による削減

本市が 2002 年(平成 14 年)1 月に実施した「地球温暖化に関する市民・事業者アンケート」の結果をもとに、今後、家庭生活、事業活動、自動車の使用時に下記の表に掲げる取組を継続的に実施した場合の削減量を見込みました。

その結果、温室効果ガスの削減量は 15.46 万トンとなりました。

(単位：万トン-CO<sub>2</sub>)

区 分	取 組	CO <sub>2</sub> 削減量
家 庭 生 活	エアコンの冷房は 28℃、暖房は 20℃ を目安に温度設定をする	0.64
	不要な照明は、こまめに消灯する	0.07
	就寝時には、テレビの主電源を切る	0.90
	就寝時には、温水洗浄便座のスイッチを切る	0.12
	電気ポットを長時間使わないときはコンセントを抜く	0.27
	冷蔵庫には物を詰め込み過ぎない	0.73
	冷蔵庫の扉の開け閉めを少なくする	0.18
	シャワーの湯・水を出しっぱなしにしない	0.14
	入浴は、お湯がさめないよう家族が続けて入る	0.64
	太陽光発電設備 を設置する	0.30
	太陽熱温水器 を設置する	0.12
	(小 計)	<b>4.11</b>
事 業 活 動	エアコン(冷房)の設定温度は 28℃ にする	0.56
	エアコン(暖房)の設定温度は 20℃ にする	0.62
	エアコンのフィルターはこまめに掃除する	0.33
	不要な照明は、こまめに消灯する	0.21
	不要な O A 機器等は、こまめにスイッチを切る	0.16
	日常的に節水に心がける	0.11
	太陽光発電設備 を設置する	0.13
	ガスコージェネレーション を設置する	6.48
	(小 計)	<b>8.60</b>
自動車使用 時や移動時	レジャーの時はできるだけ、電車・バスなどの公共交通機関を利用する	1.64
	急発進、急加速をしない	0.48
	不要な荷物を積んだまま走行しない	0.03
	タイヤの空気圧は適正に保つ	0.26
	むだなアイドリング はしない	0.34
	(小 計)	<b>2.75</b>
<b>合 計</b>		<b>15.46</b>

(注) 削減量の見込み方法：市民・事業者アンケート調査(巻末の「資料編」に掲載)で、「今後行っていきたい」と回答した割合まで、取組の実施率が向上した場合の削減量を見込みました。現在の実施率は、「いつも実施している」を選択した回答の全数と「時々行っている」を選択した回答の半数を合計した割合としました。

太陽光発電、太陽熱温水器、コージェネレーションの設置についての削減量は、市内の戸建住宅数や事業用建物数に、市民・事業者アンケート調査で、「今後設置したい」とする回答率を掛け合わせた数を基本とし、2010 年までにそのうちの 1 割の建物に設置されると想定して見込みました。

### 削減要素3：市の事務・事業での取組向上による削減

広島市役所環境保全実行計画の推進、公共施設への太陽光発電設備の導入、廃棄物焼却工場におけるごみ発電設備の導入など、市の事務・事業での取組向上による温室効果ガスの削減量を見込みました。

その結果、温室効果ガスの削減量は 6.32 万トンとなりました。

(単位：万トン-CO<sub>2</sub>)

対 策	CO <sub>2</sub> 削減量
広島市役所環境保全実行計画の推進 取組内容 省エネルギー・省資源の推進 ごみの減量化・リサイクルの推進 環境配慮型物品の購入・使用 公用車の適正利用・低公害車の導入 公共施設（公共建物、道路等）の適正な建設・管理 温室効果ガスの排出抑制 など 温室効果ガスの削減目標 市の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスを 1999 年度 （平成 11 年度）から 5%削減する	0.94
公共施設への太陽光発電設備 等新エネルギー 設備の導入	0.39
廃棄物焼却工場におけるごみ発電設備の導入	4.86
下水処理場における消化ガス 発電設備の導入	0.13
合 計	6.32



## 2 削減見込み量の算定結果

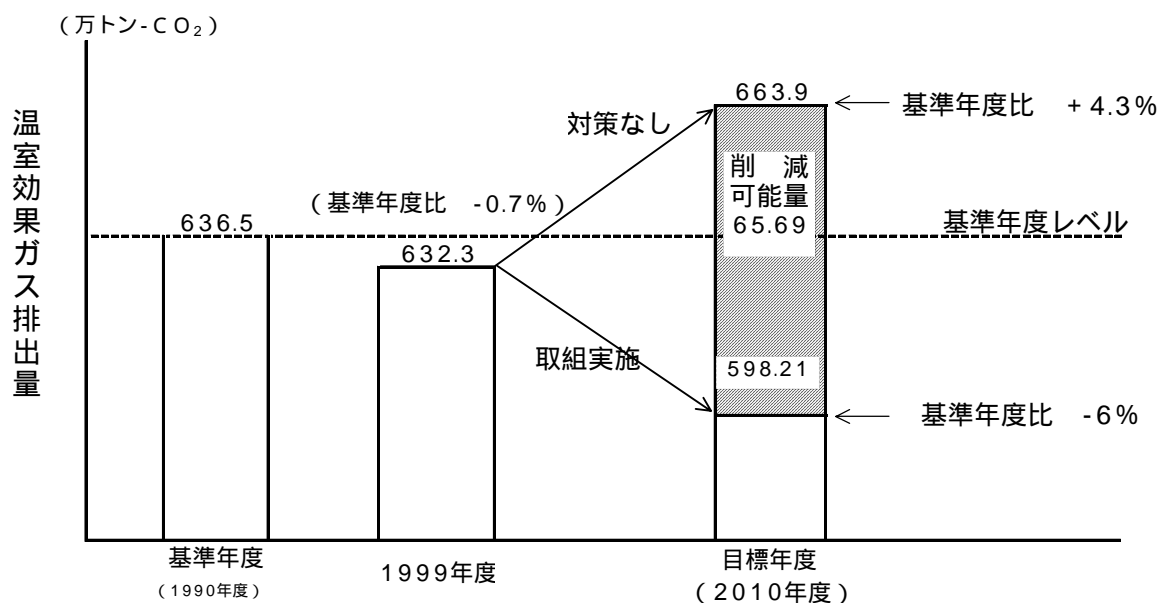
削減要素 1～3 に示した取組による温室効果ガスの削減可能性を合計すると、65.69 万トンとなりました。

その結果、2010 年度まで何の対策も講じなかった場合の将来推計値である 663.9 万トンから、この削減可能性 65.69 万トンを差し引くと、温室効果ガスの排出量を 598.21 万トンにまで削減可能なことがわかりました。

これを基準年度の排出量 636.5 万トンと比べると約 6 % の削減になります。

(単位：万トン-CO<sub>2</sub>)

区 分	削減要素 1	削減要素 2	削減要素 3	合 計
家庭生活における取組	24.21	4.11		28.32
事業活動における取組	11.87	8.60		20.47
自動車使用時や移動時の取組	7.83	2.75		10.58
市の事務・事業に伴う取組			6.32	6.32
合 計	43.91	15.46	6.32	<b>65.69</b>



HFC,PFC,SF6のみ、基準年度は1995年度としています。

### 3 温室効果ガス削減目標の設定

これまでの温室効果ガスの削減見込みから、2010年度(平成22年度)における温室効果ガス排出量は、基準年度比で6%を削減することができるという見込みとなりました。

しかしながら、削減要素1に掲げたエネルギー効率の改善や、削減要素2に掲げた市民・事業者の日常生活や事業活動における取組などによる削減見込みを達成するためには、一つひとつの取組をすべての市民・事業者が確実に実行していくことが大変重要です。

市は、市民・事業者の取組を促す様々な支援策を展開していくとともに、削減要素3に掲げたような市の事務・事業における取組を率先実行することにより、温暖化防止に向けた取組が市全体に広がるよう努めていきます。

本市では、こうした削減要素1～3に掲げる取組を促進・推進し、目指すべき温室効果ガス削減目標として「6%」を掲げます。

そして、この計画の目標年度である2010年度に向け、削減目標を達成するために本市は全力をあげて取り組んでいきます。

また、現時点では温室効果ガス削減量の数値化が困難な取組や、直接または間接的に温室効果ガス排出量の削減につながる施策、今後の技術革新による新たな省エネ機器についても、今後積極的に導入していきます。

#### 【削減目標】

**2010年度(平成22年度)において、市域内から排出される温室効果ガスを、基準年度の排出量から6%削減する。**

基準年度は、CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>Oについては、1990年度(平成2年度)、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>については、1995年度(平成7年度)とする。

## 第5章 削減目標達成に向けた本市の取組

第4章では、温室効果ガスの3つの削減要素について、それぞれの削減可能量を推計し、温室効果ガスの削減目標として6%という目標を設定しました。この目標を達成するためには、改正省エネ法によるエネルギー効率の改善が着実に進んでいくことはもちろん、市民・事業者の地球温暖化防止に向けた日頃の取組、さらには、本市の地球温暖化対策の推進も不可欠です。

こうしたことから、この章では、温室効果ガスの削減目標達成に向けて本市が取り組む地球温暖化対策を具体的に示していきます。

### 《削減目標達成に向けた本市の取組 体系図》

1 家庭生活での取組を促すための施策	環境家計簿の作成・普及 家庭版 ISO 認定制度の導入 エコファミリー表彰制度の導入 省エネナビの普及 省エネ診断システムの導入 ごみ減量・リサイクルの推進 新エネルギーの導入 省エネ住宅の整備 緑化の促進 環境学習・環境教育の推進 環境サポーター養成講座の充実 出前環境講座の充実 地球温暖化防止に関する学習環境の整備 地球温暖化防止キャンペーンなどの推進 ホームページ等による環境情報の発信
2 事業活動での取組を促すための施策	新エネルギーの導入 エネルギー管理システムの導入 省エネ診断システムの導入 ごみ減量・リサイクルの推進 緑化の促進
3 自動車使用時や移動時の取組を促すための施策	エコドライブ運動の推進 低公害車の普及 既存交通の改善・機能強化 公共交通機関の利用促進 自転車・歩行者ネットワーク整備の推進
4 市の事務・事業における温室効果ガス削減に向けた施策	広島市役所環境保全実行計画の推進 ・ 公共施設への新エネルギー設備導入システムの構築 ・ 環境への負荷の少ない公共施設の整備 ・ 「広島市グリーン購入方針」の推進 市役所本庁舎における ISO14001 の認証取得 ごみ発電設備の導入
5 その他の施策	環境への負荷の少ないまちづくり 森林の保全・整備 経済的な手法の導入に向けた検討 地球温暖化対策地域協議会の設置 地球温暖化防止活動推進センターとの連携 国への働きかけの強化 国際環境協力の推進 HFC, SF <sub>6</sub> の排出抑制に向けた施策
6 長期的な課題	下水道事業における地球温暖化対策 ・ 下水熱の利用 ・ 下水污泥焼却からの転換 ・ 消化ガス利用の促進 ・ 下水処理施設等における省エネルギー・新エネルギー設備の導入 市役所における庁内連携の検討 バイオマスエネルギーの有効利用方策の検討

## 1 家庭生活での取組を促すための施策

### 環境家計簿 の作成・普及

家庭での電気使用量や自動車の燃料使用量など環境への負荷を数量的に把握し、そうした負荷の低減に向けた取組を促進するための「環境家計簿」を作成し、家庭や学校への普及を進めます。

### 家庭版 ISO 認定制度の導入

環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の趣旨にならい、地球温暖化防止に向けた家庭での取組を PDCA ( Plan、Do、Check、Action ) サイクルで推進していく家庭版 ISO 認定制度の導入を検討します。

### エコファミリー表彰制度の導入

地球温暖化防止に向けた取組を継続して行うことにより温室効果ガスの削減など一定の成果をあげた個人や家族を表彰する「エコファミリー表彰制度」の導入を検討します。

### 省エネナビ の普及

日々の省エネ活動を進めていくため、家庭における電気使用量や料金をリアルタイムで表示する「省エネナビ」の普及を促進します。

### 省エネ診断システムの導入

家庭での電気や燃料の使用状況を把握し、その削減方法や省エネ型ライフスタイルのアドバイスなどを行う「省エネ診断システム」について積極的に情報提供を行います。

### ごみ減量・リサイクルの推進

エネルギーの使用を抑制し、温室効果ガス排出量を削減するためには、ごみの減量・リサイクルに取り組み、環境負荷の少ない循環型社会を構築していくことが必要です。このため、「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（平成 9 年 10 月策定）に基づき、一般廃棄物の減量とリサイクルのための取組を進めます。

### 新エネルギー の導入

太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーを有効活用する機器の導入促進策を検討します。

家庭向けの燃料電池 やガスコージェネレーション については、今後の技術開発の動向を踏まえ、導入を促進します。

### 省エネ住宅の整備

家庭で使用するエネルギーの約 3 割を占める冷暖房用エネルギーの削減に向け、高断熱・高气密住宅などの省エネ住宅の普及促進策を検討します。

## 緑化の促進

都市の緑には、ヒートアイランド現象の緩和による間接的な省エネルギー効果が期待でき、また、二酸化炭素の吸収源ともなることから、市街地における民有地の緑化を促進します。

## 環境学習・環境教育の推進

地球温暖化を防止するためには、市民一人ひとりが、人間と環境とのかかわりについて認識を深め、日ごろから環境への負荷の少ない行動を積極的に行うことが重要で、社会の中心を担う大人への啓発はもちろん、子どもへの教育も大切です。

このため、学校においては、体験活動を重視し、発達段階に応じた学習を充実させるよう努めていきます。

また、環境省が行う「こどもエコクラブ」と連携した幼少期からの環境教育の充実に努めていきます。

## 環境サポーター養成講座の充実

本市が地域の環境リーダーを養成するために開催している「環境サポーター養成講座」のカリキュラムの見直しや、養成講座修了者へのフォローアップ体制の充実などにより、地域や学校での地球温暖化に関する学習を支援する人材の育成やネットワーク化を進めます。

## 出前環境講座の充実

市民の環境保全活動への意欲や知識を高めるため、市職員などが学校、公民館、町内会、企業の職場研修などの場所に出向き、幅広い環境問題を市民にわかりやすく解説する「出前環境講座」について、実施体制や内容のより一層の充実に努めます。

## 地球温暖化防止に関する学習環境の整備

地球温暖化防止に関する学習、研修や情報提供の場として、西部リサイクルプラザの更なる活用を図ります。また、環境保全活動を行う民間団体の活動の輪を広げるための学習環境の整備に努めます。

## 地球温暖化防止キャンペーンなどの推進

環境月間（6月）や地球温暖化防止月間（12月）にあわせ、パネル展示等を行い、地球温暖化防止や省エネに関するキャンペーンを進めます。

## ホームページ等による環境情報の発信

市民・事業者に対して、地球温暖化への理解を深め、地球温暖化防止に向けた取組を促進するため、各種啓発パンフレットやホームページの充実を図るなど、積極的な環境情報の発信を進めます。

（ホームページアドレス：<http://www.city.hiroshima.jp/kankyou/hp/>）

## 2 事業活動での取組を促すための施策

### 新エネルギーの導入

太陽光や太陽熱などの再生可能自然エネルギーを有効活用する機器やガスコージェネレーション、燃料電池などの導入を促進します。

### エネルギー管理システムの導入

一定規模以上の建築物の新築・増築を行う事業者等に対して、建築確認時において省エネ法に基づく判断基準を踏まえた「省エネルギー計画書」の提出義務付けを検討します。

### 省エネ診断システムの導入

事業活動に伴い使用する電気や燃料等エネルギーの有効利用をはじめとする、環境への負荷の低減につながるアドバイス等を行う「省エネ診断システム」について積極的な情報提供を行います。

### ごみ減量・リサイクルの推進

エネルギーの使用を抑制し、温室効果ガスを削減するためには、ごみの減量・リサイクルに取り組み、環境負荷の少ない循環型社会を構築していくことが必要です。このため、「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、一般廃棄物の減量とリサイクルのための取組を進めます。

産業廃棄物についても、排出事業者・処理事業者の事業所や処理施設等に対する立入検査・指導などにより、減量化・リサイクル及び適正処理を推進します。

### 緑化の促進

都市の緑には、ヒートアイランド現象の緩和による間接的な省エネルギー効果が期待でき、また、二酸化炭素の吸収源ともなることから、市街地における民有地の緑化を促進します。

### 3 自動車使用時や移動時の取組を促すための施策

#### エコドライブ運動の推進

自動車を使用する際は、急発進、急加速、駐停車時の不必要なアイドリングをやめるなど、環境への負荷の少ない運転（エコドライブ）の促進を図ります。

#### 低公害車の普及

低公害車の普及を促すため、市の公用車へ率先して導入するとともに、エコステーション（天然ガス等低公害車の燃料を供給する施設）の整備など、事業者による周辺環境整備を促進します。

#### 既存交通の改善・機能強化

JR線各線については、運行頻度の増加を図る行き違い施設の設置などの輸送改善を、また、市内電車については、低床電車の導入や停留所施設の改善、市街地へのアクセス改善などを、交通事業者と協議しながら促進します。

#### 公共交通機関の利用促進

JR広島駅、横川駅、西広島駅、可部駅などの各駅や新交通主要駅、広島港宇品旅客ターミナルなどにおいて、乗り換えやアクセス性の向上を図るため、軌道系交通・バス相互の連携の円滑化、駅前広場の整備など交通結節機能の強化を促進します。

また、急行バスの導入・拡大、時差通勤の推進、パーク・アンド・ライドシステムの導入促進などについても引き続き促進します。

#### 自転車・歩行者ネットワーク整備の推進

自転車・歩行者が安全で快適に通行できる環境を整えるため、都心において、河岸緑地等を利用した自転車・歩行者空間の計画的な整備を推進するなど、自転車や歩行者主体の魅力ある道路の整備を進めます。

これにより、自動車を利用する必要性が低い移動について、自転車・徒歩への転換が期待できます。

#### 道路整備の推進

走行速度低下による燃料消費量増加の一因となっている交通渋滞を緩和するため、体系的な道路ネットワークの整備を推進し、都市内交通の円滑化を図ります。

## 4 市の事務・事業における温室効果ガス削減に向けた施策

### 「広島市役所環境保全実行計画」の推進

#### 公共施設への新エネルギー 設備導入システムの構築

太陽光発電設備 などの新エネルギー利用設備や、省資源・省エネルギー型の設備機器などを市の公共施設へ導入するための庁内システムを構築します。

#### 環境への負荷の少ない公共施設の整備

省資源・省エネルギー型の設備機器や工法の採用、耐久性の高い材料やリサイクル可能な材料の使用、公共施設の緑化の推進など、環境への負荷の少ない公共施設の整備に努めます。

### 「広島市グリーン購入 方針」の推進

本市が購入する商品やサービスについて、環境に配慮したものを積極的に購入するための指針である「広島市グリーン購入方針」を毎年度策定し、グリーン購入を推進していきます。

### 市役所本庁舎における ISO14001 の認証取得

本市は、市内有数の事業者であり、かつ行政として率先して地球温暖化防止に向けた取組や、環境に配慮した取組を推進する必要があることから、市役所本庁舎において環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO14001」の認証を 2003 年度末（平成 15 年度末）までに取得します。

### ごみ発電設備の導入

ごみの焼却時に発生するエネルギーを有効活用するため、蒸気タービンによる発電設備を設置して、ごみの焼却熱を利用した発電と余熱利用を行っています。

今後、改修・新設を行う焼却工場においても、ごみ発電設備及び余熱利用の率先導入に努めていきます。



## 5 その他の施策

### 環境への負荷の少ないまちづくり

都市活動の中で消費するエネルギーの無駄を省き、効率よく利用するためには、都市基盤や都市活動そのものを環境負荷の少ない構造、スタイルに変えていく必要があります。

このため、公共交通を都市軸とした土地の高度利用の誘導、都市型居住の促進などにより、省エネルギー型の市街地の形成を進めます。

また、住宅、商業、業務、公共、交通等の都市機能が適正に配置された複数の拠点地区の形成を促進し、それらが有機的に連携する都市づくりを推進します

### 森林の保全・整備

森林の持つ様々な公益的機能の向上を図るため、森林の手入れを推進し、活力ある健全な森林を育成していきます。

さらに、市民参加型の森林づくりや森林・林業体験事業を通じて、森林・林業に対する市民の理解を広げるとともに、森林の保全を図っていきます。

### 経済的な手法の導入に向けた検討

地球温暖化防止に向けた市民・事業者の行動を促進するためには、経済的な誘導策等も必要です。このため、国や県などの動向も考慮しながら、経済的な手法の導入について検討していきます。

### 地球温暖化対策地域協議会の設置

地球温暖化問題の解決のためには、市民・事業者・行政のそれぞれが地球温暖化防止に向けた取組を行っていくことはもとより、各主体が共通の認識を持ち、協働して取組を推進することも大変重要です。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、「日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会を組織することができる」と規定されています。

このため、本市においても、市民・事業者・環境 NPO ・行政のネットワークによる地球温暖化対策を本格的に推進するための組織である「地球温暖化対策地域協議会」を設置します。

### 新エネルギー・省エネルギー技術の研究開発の推進

現在、地球温暖化問題に対応するため、国内外の研究機関が新エネルギー・省エネルギー技術に関する研究開発に積極的に取り組んでいます。

本市としても、そうした研究開発を行う研究機関の誘致に取り組みます。

### 地球温暖化防止活動推進センターとの連携

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、各都道府県の区域において、地球温暖化

の現状などについて広報を行ったり、また、地域住民の温暖化防止活動を促進することを目的に「都道府県地球温暖化防止活動推進センター」を指定できることとなっています。

広島県では、(財)広島県環境保健協会が「センター」としての指定を受けています。

また、国においても、(財)日本環境協会が「全国地球温暖化防止活動推進センター」としての指定を受けています。

このため、本市においても、これら2つのセンターと積極的に連携を深め、地球温暖化対策を進めていきます。

### **国への働きかけの強化**

温室効果ガスの排出量を削減するためには、国の果たす役割は大変重要なものがあります。このため、地球温暖化防止に向けた国全体の枠組みや対策について、さらなる充実を図るように働きかけます。また、地方公共団体が行う地球温暖化対策についても、財政的措置や支援を強化するよう働きかけます。

### **国際環境協力の推進**

地球温暖化は、その原因と影響が一国だけにとどまらず地球規模にわたる問題であることから、その解決に向けては地球的規模で温室効果ガスの削減に取り組んでいくことが重要です。

このため、本市としては、これまでの重慶市との環境保全交流や「ひろしま国際協力事業」等を通して蓄積した経験をもとに、姉妹・友好都市をはじめとする海外の自治体と協力し、地球温暖化防止に関する技術交流や、情報交換などを進めていきます。

また、国際環境自治体協議会(ICLEI)を通じて、国内外の自治体との交流に努めるなど、国際環境協力のより一層の推進を図ります。

### **HFC、SF6の排出抑制に向けた施策**

HFC、SF6については、現時点で効果的な代替物質が存在しないことなどから、今後使用量が増加すると予測されます。このため、関係機関・業界団体とも連携しながら、これら2物質の使用時や廃棄時の漏洩防止を図るための情報提供や啓発活動を推進します。

## 6 長期的な課題

この計画に掲げる目標年度は2010年度ですが、将来にわたり温室効果ガスの濃度を安定化させるためには、目標年度以降も視野に入れて、継続的に温暖化防止に向けた取組を進めていく必要があります。

このため、今後の社会経済情勢や革新的な技術開発の進展状況を考慮しつつ、以下に掲げるような長期的な課題について今後も検討を進めていきます。

### 下水道事業における地球温暖化対策

#### 下水熱の利用

下水処理水の持つ熱は、年間を通して温度変化が少ないという特徴があります。この下水熱をヒートポンプの熱源として利用するなど、導入についての検討を行います。

#### 下水汚泥焼却からの転換

現在、一部下水処理場において、下水汚泥を焼却後、埋立処分しているため、これが温室効果ガスの排出要因の一つとなっています。このため、これに替わる処理・処分方法として、脱水汚泥のセメント化処分への移行や汚泥の減容化に向けた検討を行います。

#### 消化ガス 利用の促進

汚泥処理における消化は、汚泥の減量化に寄与するとともに、消化ガスの有効利用を可能にします。現在、西部浄化センターで、消化ガスを利用した発電を行っていますが、他の処理場への拡大や、消化ガスの有効利用のための汚泥集約を検討します。

また、高効率のエネルギー変換が可能な、消化ガス利用の燃料電池の導入について検討を行います。

#### 下水処理施設等における省エネルギー・新エネルギー 設備の導入

省エネルギー型設備の積極的な導入を検討するとともに、深夜電力を充電し昼間電力として利用できる蓄電池や、太陽光発電設備 等の新エネルギー設備及びコージェネレーション システムの導入についても検討を行います。

### 市役所における庁内連携の検討

廃棄物関連施設、下水道関連施設、農業関連施設、水道関連施設といったエネルギーを大量に消費する施設を所管する部局間の連携を図り、エネルギー消費量の削減に向けた施設の統廃合などについて検討を行います。

### バイオマス エネルギーの有効利用方策の検討

生ごみや間伐材などのバイオマスを直接燃焼して得られるエネルギーや、バイオマスの発酵により得られるメタンガスを燃料として活用することは、化石エネルギーに替わる新たなエネルギーの活用、木材資源の利用促進、廃棄物の減量化に大きく貢献することが期待できるため、これらのバイオマスエネルギーの有効利用方策について検討を行います。

## 第6章 削減目標達成に向けた市民・事業者の取組

地球温暖化の原因となっている二酸化炭素などの温室効果ガスは、家庭生活や事業活動、自動車の使用時といったあらゆる場面で排出されています。地球上の限りある資源や美しい環境を将来世代に残していくため、市民・事業者・行政のそれぞれが適切な役割分担のもとで、地球温暖化防止に向けた取組を積極的に行っていくことが求められます。

第4章の「削減要素2」では、「地球温暖化に関する市民・事業者アンケート」の結果をもとに、温室効果ガス削減量を定量化できる今後の取組を示しましたが、ここでは、定量化できない取組も含めて、地球温暖化防止につながる様々な取組を示します。

### 1 市民のみなさんに求められる取組

家庭生活では、主に電気、ガス、自動車の使用に伴い温室効果ガスが排出されます。そのため、市民一人ひとりが、自分たちの生活が地球温暖化と密接につながっていることを理解し、環境への負荷の少ないライフスタイルを身につけていく必要があります。

以下の表では、市民のみなさんに求められる取組を、日常生活の様々な場面に分けて行動プログラムとして示すとともに、取組を継続的に行った場合の年間節約額とCO<sub>2</sub>削減量の目安を試算しました。

(「年間節約額」「CO<sub>2</sub>削減量」は、(財)省エネルギーセンターのデータをもとに、一部、本市で独自に設定した条件により試算を行いました。このため、同一の行動であっても他のパンフレット等に示されている試算結果とは一致しません。)

	行動プログラム	年間節約額	CO <sub>2</sub> 削減量 (kg-CO <sub>2</sub> /年)
リビングの中で	<b>暖房は20、冷房は28を目安に温度設定をする。</b>		
	冷房(エアコン)の設定温度を27から28にした場合	400円	5.83
	暖房(エアコン)の設定温度を21から20にした場合	1,600円	25.44
	暖房(ガスファンヒーター)の設定温度を21から20にした場合	2,100円	31.85
	暖房(石油ファンヒーター)の設定温度を21から20にした場合	400円	22.34
	(1日9時間、冷房は年間112日、暖房は年間169日使用する場合)		
	<b>電気カーペットは部屋の広さや用途にあったものを選び、温度設定をこまめに調節する。</b>		
	3畳用を2畳用に変更した場合	2,100円	32.10
	3畳用を使用時に、設定温度を強から中にした場合	4,300円	66.39
	(1日5時間、年間169日使用する場合)		
<b>冷暖房機器は不必要なつけっぱなしをしない。</b>			
冷房(エアコン・設定温度28)の使用を1日1時間減らした場合	600円	9.99	
暖房(エアコン・設定温度20)の使用を1日1時間減らした場合	1,200円	18.11	
暖房(ガスファンヒーター)の使用を1日1時間減らした場合	2,000円	31.01	
石油ファンヒーターでの暖房を、1日1時間運転時間を短縮した場合	800円	40.19	
(1日9時間、冷房は年間112日、暖房は年間169日使用する場合)			
<b>エアコンのフィルターはこまめに掃除する。</b>			

リビングの中で

カーテンやブラインドなどを上手に使用し冷暖房効果を高める。

照明は、白熱球よりも省エネ型の電球型蛍光灯を使用する。

54W 白熱球を 15W の電球形蛍光灯に換え、年間 2,000 時間使用した場合 1,800 円 27.85

人のいない部屋の照明は、こまめに消灯する。

蛍光灯 (15W) の使用を 1 日 1 時間減らした場合 100 円 1.95  
白熱球 (54W) の使用を 1 日 1 時間減らした場合 500 円 7.04

テレビをつけっぱなしにしたまま他の用事をしない。

テレビ (28 インチ) を見る時間を、1 日 1 時間減らした場合 900 円 14.58

こたつは敷布団と上掛布団を使用し、こまめに温度調節する。

- ・ 布団だけ使用する場合と、布団と上掛布団とマットを併用した場合を比較 800 円 11.60
- ・ 布団だけの場合で、温度設定を強から中にした場合 1,100 円 17.48  
(1 日 5 時間、年間 169 日使用する場合)

掃除機のフィルターはこまめに掃除をし、効率を高める。

掃除をするときは、前もって部屋を片付ける。

キッチンの中で

食器洗い乾燥機を使用する時は、まとめて洗い、こまめに温度調節する。

ガス給湯器 (湯温 40℃、使用湯量 65ℓ) での手洗いの場合と、食器洗い乾燥機 (使用湯量 14.8ℓ) を使用する場合とを比較 6,100 円 362.97  
(給湯器の使用は、夏季を除いた年間 253 日と想定)

洗いものをする時は、給湯器は温度設定をできるだけ低くする。

ガス給湯器 (使用湯量 65ℓ) の温度設定を 40℃ から 38℃ にした場合 1,900 円 29.17  
(使用期間は夏季を除いた年間 253 日と想定)

冷蔵庫の庫内は季節にあわせて温度調整したり、ものを詰め込み過ぎないように整理整頓する。

設定温度を「強」から「中」にした場合 1,800 円 27.70

冷蔵庫は壁から適切な間隔をあけて設置する。

冷蔵庫を壁に密着して設置した場合と、適切な間隔 (左右 2 センチ、背面 10 センチ) をあけて設置した場合で比較 1,200 円 19.10

## 行動プログラム

年間節約額

CO<sub>2</sub>削減量  
(kg-CO<sub>2</sub>/年)

キッチンの中で

### 冷蔵庫の開閉を少なくし、開けている時間も短くする。

・標準的な開閉回数と、その2倍開閉を行った場合とで比較	400円	5.61
・JIS開閉試験に準じて、20秒間開放を行った場合、5秒間開放を行った場合を比較	400円	6.23
(JIS開閉試験：冷蔵室は12分毎に25回、冷凍室は40分毎に8回で開閉時間はいずれも10秒、開閉角度は60°とする。)		

### 煮物などの下ごしらえは電子レンジを活用する。

葉菜類(ほうれん草、キャベツ、白菜など)を100g煮る場合	900円	13.17
果菜類(なす、トマト、かぼちゃなど)を100g煮る場合	900円	14.17
根菜類(じゃがいも、さつまいもなど)を100g煮る場合	800円	12.57
(使用湯量は1ℓとし、1日1回行うと想定)		

### 電気ポットは長時間使わない時には、コンセントからプラグを抜く。

1日3.2ℓのお湯を使用する場合を想定し、2.2ℓポットで1日14時間保温し続ける場合と、その都度沸かす場合を比較	2,500円	38.36
---	--------	-------

浴室・洗面所の中で

### 洗濯する時は、まとめて洗う。

容量6kgの洗濯機で、毎日2回洗濯する場合と、まとめて1日おきに2回した場合を比較	3,200円	11.90
---	--------	-------

### 風呂の残り湯を洗濯などに使う。

残り湯80ℓを洗濯に利用する場合	5,400円	16.92
------------------	--------	-------

### お風呂は、間隔をあけずに入り、追い炊きをしない。

45℃のお湯200ℓが40.5℃に下がった後にガスで追い炊きして45℃まで沸かす場合と、間隔をあけずに入る場合を比較	5,400円	80.30
--	--------	-------

### シャワーはお湯を流しっぱなしにしない。

シャワーの使用時間を1日1分減らした場合 (温度は45℃、毎分12ℓ使用と想定)	2,100円	21.90
---	--------	-------

### 温水洗浄便座は温度設定をこまめに調節し、使わない時はふたを閉める。

・冬期は温度設定を「強」から「中」へ、春秋は「中」から「弱」とした場合の効果を試算	900円	13.28
・冬期は温度設定を「強」とし、春秋は「中」とし、ふたの開・閉の状態を比較	1,100円	17.39

自動車を使うとき

### アイドリングはできる限りしない。

5分間のアイドリングを年間250回行わなかった場合 (燃費を11.7km/ℓと想定)	1,700円	37.54
---	--------	-------

### 無駄な荷物を積んだまま運転しない。

荷物を10kg余分に載せて5,000km走行した場合と、載せなかった場合を比較	200円	3.47
---	------	------

## 行動プログラム

年間節約額

CO<sub>2</sub>削減量  
(kg-CO<sub>2</sub>/年)

自動車を使うとき

**経済速度を心がけ、急発進、急加速をしない。**

10km 走行ごとに急発進、急加速を 1 回行った場合と、行わなかった場合を比較 2,900 円      64.68

**タイヤの空気圧は適正に保つ。**

タイヤの空気圧を適正に保って、年間 5,000km 走行した場合としなかった場合を比較 1,600 円      34.65

**外出時は、できるだけ車に乗らず、電車・バスなど公共交通機関を利用する。**

年間走行距離を 10,000km とし、その 10% (1,000km) を乗用車から公共交通機関に切り替えた場合と切り替えなかった場合を比較 6,500 円      144.38

(ガソリン削減分のみ)  
(ガソリン削減分は約 6,500 円(62.5%)ですが、切り替える交通機関の運賃などの条件が異なるので、トータル金額の試算は行っていません。)

物を買うとき

**電気、ガス、石油機器などを買う時は、省エネルギータイプのものを選ぶ。**

以下の各製品について、消費電力量が最少の製品と平均的な製品とを比較

エアコン (2.2kW、1 日 9 時間使用)	3,900 円	60.15
テレビ (スタンダード 25 ｲﾝﾁ、1 日 4.5 時間視聴)	1,200 円	18.21
ビデオデッキ (S-VHS 以外、1 日 1 時間使用)	200 円	3.21
冷蔵庫 (351 ~ 400 ㍓)	3,800 円	58.90
洗濯機 (全自動 6kg、1 日 1 回使用)	400 円	5.78
家庭用蛍光灯 (6 ~ 8 畳用、1 日 6 時間使用)	200 円	3.21

**ガステーブルは、効率の良い内炎式 のものを購入する。**

1,700 円      26.00

**給湯器は、効率の良い潜熱回収型のものやヒートポンプ式のものを購入する。**

6,900 円      107.00

**できるだけエコマーク商品や再生品を購入する。**

**使い捨て容器入り商品よりも、詰め替え可能な商品を購入する。**

**買い物袋を持参し、過剰包装のものは買わない。**

**食材は無駄のないように購入し、食べ残しをしない。**

**なるべく旬の食材を選んで購入する。**

**食品を腐らせないように計画的に購入し、余分なものは買わない。**

**自動車を購入するときは、できるだけ低公害車、低燃費車を購入する。**

1500cc のガソリン車を、同クラスのハイブリッド車に切り替えた場合 (年間走行量 10,000km と想定) 32,800 円      796.55

**住宅の新築 (改築) にあたっては、高断熱・高气密等の省エネ設計、太陽光等の自然エネルギーの利用を進める。**

その他

**電気製品は、使わない時は主電源をオフにし、待機時消費電力を少なくする。**

以下の各製品について、主電源スイッチをオフにすることによる効果を試算

テレビ	500円	7.53
ビデオデッキ	2,400円	34.49

**庭やベランダに花や木を植えて緑を増やす。**

**太陽光発電設備を設置する。**

3kWの太陽光発電を設置した場合(年間発電量 3,265kWh)	81,600円	1,165.71
----------------------------------	---------	----------

**太陽熱温水器を設置する。**

集熱面積 4 m <sup>2</sup> の設備を設置した場合	46,800円	718.07
----------------------------------	---------	--------

**コージェネレーション 設備を設置する。**

1kWのコージェネレーション(ガスタービン)を設置した場合 (年間発電量 3,000kWh)	13,800円	131.14
---	---------	--------

(参考)身のまわりのいろいろな環境ラベルについて

私たちの身のまわりにある商品で、環境への負荷が少ない商品には、それを表すラベルがついているものが増えつつあり、消費者は、そのラベルを見ることで、環境との関わりを考えたり、環境への負荷が少ない商品を選ぶための目安として役立てることができます。

地球温暖化防止のためにも、こうした商品を選んで購入することが重要となっています。



**[エコマーク]**

環境保全に役立つ製品に表示されています。



**[省エネラベル]**

省エネ法で定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示するマークです。



**[ペットボトルリサイクル推奨マーク]**

ペットボトルのリサイクル品を使用した製品に表示されています。



**[グリーンマーク]**

古紙を一定割合以上再利用した製品に表示されています。



**[再生紙使用マーク]**

古紙の配合率を示すマークです。



**[牛乳パック再利用マーク]**

使用済み牛乳パックを再利用した製品に表示されています。

**[リサイクル法に基づく識別表示マーク]**

次の5つのマークは、それぞれの素材を識別しやすくし、リサイクルを促すために付けられています。



[アルミ缶]



[スチール缶]



[ペットボトル]



[紙製容器包装]



[プラスチック製容器包装]



## 2 事業者のみなさんに求められる取組

事業活動においては、市民生活同様、主に電気、ガス、自動車の使用に伴い温室効果ガスが排出されます。そのため、事業活動を行うに際しては、各業種の特性に応じて創意工夫を行いながら、省エネルギーの推進、廃棄物対策、効率的な自動車利用といった、環境への負荷の少ないビジネススタイルを定着させていく必要があります。

以下の表では、事業者のみなさんに求められる取組を、事業活動における様々な場面に分けて行動プログラムとして示すとともに、取組を継続的に行った場合の年間節約額と CO<sub>2</sub> 削減量の目安を試算しました。

(「年間節約額」、「CO<sub>2</sub> 削減量」は、(財)省エネルギーセンターのデータをもとに、一部、本市で独自に設定した条件により試算を行いました。このため、同一の行動であっても他のパンフレット等に示されている試算結果とは一致しません)

	行動プログラム	年間節約額	CO <sub>2</sub> 削減量 (kg-CO <sub>2</sub> /年)
事 務 室 の 中 で	エアコン(冷房)の設定温度は 28 以上を目安にする。 事務室の面積を 3,000m <sup>2</sup> とし、設定温度を 27 から 28 にした場合	468,000 円	8095.25
	エアコン(暖房)の設定温度は 20 以下を目安にする。 事務室の面積を 3,000m <sup>2</sup> とし、設定温度を 21 から 20 にした場合		
	エアコンのフィルターはこまめに掃除する。		
	カーテンやブラインドを上手に活用し冷暖房効果を高める。		
	できる限り自然光をとりいれ、省エネルギーに努める。		
	白熱灯が切れた時は、省エネ効果の高い電球形蛍光ランプに交換する。 54W 白熱球を 15W の電球形蛍光ランプに換え、年間 2,000 時間使用した場合	1,200 円	27.85
	不用な照明はこまめに消す。	156,000 円	3480.75
	不用な O A 機器等はこまめに消す。 複写機の電源を 1 日 1 時間切った場合 パソコンの電源を 1 日 1 時間切った場合	(1 台あたり) 1,100 円 500 円	(1 台あたり) 25.17 11.07
	日常的に節水に心がける。		
	紙コップやペーパータオルなど使い捨て物品を使用しない。		
使用済みの O A 文具や封筒などは可能な限り再利用する。			
事業所から出る廃棄物は分別排出やリサイクルを徹底する。			
ミスコピー用紙を再利用するなど紙の使用量削減に努める。			

建物の中で	<p><b>近くの階への移動は、エレベータではなく階段を利用する。</b></p>		
	<p><b>自動販売機を省エネ化したり、台数を削減する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ法に掲げた 2005 年度における省エネ目標をクリアする機種と平均的な機種を比較</li> <li>・平均的な機種 1 台を削減した場合</li> </ul>	16,600 円	371.28
自動車を使うとき	<p><b>アイドリング はできる限りしない。</b></p> <p>5 分間のアイドリングを年間 250 回行わなかった場合 (燃費を 11.7km/ℓと想定)</p>	1,700 円	37.54
	<p><b>無駄な荷物を積んだまま運転しない。</b></p> <p>荷物を 10kg 余分に載せて 5,000km 走行した場合と、載せなかった場合を比較</p>	200 円	3.47
	<p><b>経済速度を心がけ、急発進・急加速をしない。</b></p> <p>10km 走行ごとに急発進、急加速を 1 回行った場合と、行わなかった場合を比較</p>	2,900 円	64.68
	<p><b>タイヤの空気圧は適正に保つ。</b></p> <p>タイヤの空気圧を適正に保つことなく、年間 5,000km 走行した場合としなかった場合を比較</p>	1,600 円	34.65
	<p><b>通勤や営業活動には、可能な限り公共交通機関や自転車を使用する。</b></p> <p>年間走行距離を 10,000km とし、その 10% (1,000km) を乗用車から公共交通機関に切り替えた場合と切り替えなかった場合を比較 (ガソリン削減分のみ)</p> <p>(ガソリン削減分は約 6,500 円(62.5%)ですが、切り替える交通機関の運賃などの条件が異なるので、トータル金額の試算は行っていません。)</p>	6,500 円	144.38
	<p><b>事務用品は、エコマーク商品等環境に配慮した物品を購入する。</b></p>		
物を買うとき	<p><b>OA機器を購入する際は、価格よりも省エネ性能を重視する。</b></p> <p>以下の各製品について、省エネ法に掲げた省エネ目標をクリアする機種と平均的な製品とを比較</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務用コピー機</li> <li>パソコン</li> </ul>	2,400 円 1,600 円	53.55 34.70
	<p><b>自動車を購入する際は、低公害車 を購入する。</b></p> <p>1500cc のガソリン車を、同クラスの天然ガス車に切り替えた場合 (年間走行量 10,000km と想定)</p>	16,800 円	300.13
その他	<p><b>敷地内に花や木を植えて緑を増やすよう心がける。</b></p>		
	<p><b>太陽光発電設備 を積極的に導入する。</b></p> <p>10kW の太陽光発電を設置した場合 (年間発電量 10,884kWh)</p>	174,100 円	3,885.70
	<p><b>コージェネレーション を積極的に導入する。</b></p> <p>100kW のコージェネレーション(ガスタービン)を設置した場合 (年間発電量 30 万 kWh)</p>	2,781,500 円	20,303.45

## 第7章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進体制の整備

本計画に掲げる温室効果ガスの削減目標「2010年（平成22年）において、市域内から排出される温室効果ガスを、基準年度の排出量から6%削減する」を達成するためには、計画に掲げる施策を着実に推進するとともに、その進捗状況を的確に把握するための体制を整備する必要があります。

#### (1) 本市の推進体制の整備

広島市環境調整会議（庁内組織）を通じて計画の進行管理を行います。

広島市環境調整会議は、環境の保全及び創造に関連する施策を総合的に調整・推進するために設置された組織で、

ア 環境局担任助役を会長、その他の助役を副会長、各局長等を委員とする「会議」

イ 会議の下に設置する、各局等の庶務担当課長で構成される「幹事会」

ウ 幹事会の下に必要なに応じて設置する、専門事項を審議するための「部会」

から構成されています。

本計画の進行管理や計画の見直しにあたり、庁内調整は、この環境調整会議で行います。

#### (2) 協働体制の整備

環境保全活動を行う市民や事業者、民間団体などとの連携を図るとともに、その協働を進めるため、地球温暖化対策地域協議会を設置します。

この地域協議会では、温室効果ガス排出量の削減に向けて必要な事項を協議することとします。また、計画に掲げる本市の施策に関する今後の推進方法についても協議することにより、施策が効果的に進むような協働体制となるよう努めていきます。

### 2 計画の推進に向けた情報収集及び提供

地球温暖化防止に向けた取組を効果的に進めていくためには、市民、事業者、行政などが最新の情報を共有していくことが重要であると考えられます。

このため、本市においても、ホームページ等を活用し、温暖化防止に向けた国内外の動向や取組等に関する情報基盤を整備していきます。

### 3 計画の進行管理

本計画の実効性を高めるため、本市における温室効果ガスの排出量などを定期的に把握します。

#### (1) 温室効果ガス排出量の把握

毎年度、市域内から排出される温室効果ガスの排出量を把握します。

#### (2) 計画の進捗状況の報告及び公表

年度ごとに計画の進捗状況を把握して環境審議会に報告するとともに、年次報告書やホー

ムページなどを通じて公表します。

(3) 計画の見直し

この計画は、目標年度を 2010 年度（平成 22 年度）としていますが、温室効果ガスの排出状況や温暖化対策の進捗状況、地球温暖化問題を取り巻く国内外の動向、地球温暖化対策に関する技術の進展状況などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

#### 4 国や他の自治体との連携

計画の推進にあたっては、国や他の自治体と積極的な情報交換や、連携した施策を展開するなど、地球温暖化防止に向けた取組が広域的に進むよう努めていきます。

また、国レベルでの地球温暖化対策の強化が重要であることから、国に対して地球温暖化対策に関する技術の研究開発の促進、新エネルギー設備導入時における優遇措置の拡充、グリーン税制の導入など、総合的な施策が推進されるよう働きかけます。